

みよし障害者福祉 サービスガイドブック

2023



三次市障害者支援ネットワーク連絡会議

目 次

1.	相談からサービス利用までの流れ	1
2.	サービス等利用計画作成事業所	2
3.	サービス一覧	3～9
4.	三次市の障害者(児)関係課担当一覧	11～12
5.	障害者(児)福祉サービス事業所・機関の紹介	13～63
6.	障害のある方とその団体名簿	64～66
7.	市内のオストメイト対応トイレ一覧	67～68
8.	身体障害者・知的障害者相談員	69
9.	障害者(児)関係施設・事業所マップ	70～71

サービス名		実施事業所	ページ
家・外出での支援	居宅介護(ホームヘルプ) 移動支援事業(ガイドヘルプ) 重度訪問介護	サンキ・ウェルビィ介護センター三次	13
		ホームヘルプセンターみよし	14
		ホームヘルプセンターみよし南	15
		ニチケアセンター三次	16
		ヘルパーステーションルンビニ	16
		ヘルパーステーションあらくさ	17
		ヘルパーステーションウイズ	17
	同行援護	サンキ・ウェルビィ介護センター三次	13
		ホームヘルプセンターみよし	14
		ホームヘルプセンターみよし南	15
ニチケアセンター三次		16	
行動援護	ヘルパーステーションあらくさ	17	
コミュニケーション支援事業	三次市障害者支援センター(手話通訳者設置事業)	52	
	三次市社会福祉協議会(手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業)	57	
住む所	共同生活支援事業	ケアハウス君田	18
		グループホームやまびこ	18
		共同生活援助事業所 ゆうしゃいん三次	19
		共同生活援助事業所 ゆうしゃいん笑花	19
		共同生活援助事業所 コージーガーデン	20
		日中サービス支援型共同生活援助事業所ゆうしゃいんCCM	21
		にじ色ホーム	22
	さくらホーム	22	
	施設入所支援	障がい者支援施設ニューライフ君田	27
		ともえ学園	24
子鹿医療療育センター		25	
過泊ごまる所	短期入所(ショートステイ)	短期入所事業所ゆうしゃいんCCM	21
		にじ色短期入所事業	22
		さくら短期入所事業	22
		ビハーラ花の里病院	23
		ニューライフ君田短期入所事業	27
		ともえ学園	24
		子鹿短期入所事業	25
		ココネル	39
仕事を する所	就労移行支援事業所	障害者多機能型事業所コージーガーデン	33
	就労継続支援A型(雇用型)	障がい者社会就労センター三次	29
		未来ファーム	31
	就労継続支援B型(非雇用型)	障がい者社会就労センター君田	28
障がい者社会就労センター三次		29	
す 訓 る 練 所	生活訓練	生活訓練事業所これから	36

サービス名		実施事業所	ページ
仕事を する 所	就労継続支援B型(非雇用型)	三次共同作業所	30
		晴ればれ	30
		障害者多機能型事業所ゆうしゃいん三次	32
		障害者多機能型事業所コージーガーデン	33
		夢工房ねむの木(多機能型事業所)	35
日中活動 する 所	生活介護	障がい者支援施設ニューライフ君田	27
		ともえ学園	24
		障害者(児)通所事業所ウイズワン(子鹿医療療育センター内)	25
		あらくさ	37
		ココみよし	38
	地域活動センター事業	地域活動支援センターふらっと	40
		かぜくさ	41
		ともえ三次工房	42
		ジョイジョイワーク第3作業所	42
	日中一時支援事業	ニューライフ君田日中一時支援事業所	27
		ともえ学園日中一時支援事業所	24
		子鹿日中一時支援事業所(日帰りリゾートステイ)	25
		あらくさ日中一時支援事業所	37
		三次アカデミー日中一時支援事業所	44
		キッズさぼーとyui	46
	障害児生活訓練事業	三次市社会福祉協議会	55
	精神科デイケア	精神科デイナイトケアあすなろ	49
障害児の 通所支援	発達障害児の相談・訓練等	こども発達支援センターすまいる	45
	児童発達支援	障害児(者)通所事業所ウイズワン	25
		児童発達支援事業所バンビ	43
		キッズさぼーとyui	46
	放課後等デイサービス	障害児(者)通所事業所ウイズワン	25
		児童発達支援事業所バンビ	43
		放課後キッズ楽喜(ラッキー)	45
		スマイルのお家みよし	46
		キッズさぼーとyui	47
		結	48
相談する ところ	相談支援事業所	相談支援事業者ゆうしゃいん	21
		ニューライフ君田相談支援事業所	26
		相談支援事業所ココみよし	38
		ふらっと相談支援事業所	40
		子鹿障害児等療育支援事業所	43
		相談支援事業所おおぞら	50
		三次市障害者支援センター(基幹相談支援センター)	51
	就労相談	備北障害者就業・生活支援センター	53
		ハローワーク三次	54
	生活相談	三次市生活サポートセンター	52
		三次市社会福祉協議会(ふれあい相談)	57
	福祉用具(車いす・ベット)短期貸出事業	三次市社会福祉協議会	57
	生活福祉資金貸付事業	三次市社会福祉協議会	58
日常生活自立支援事業(かけはし)	三次市社会福祉協議会	58	
権利擁護センター(もみじ)	三次市社会福祉協議会	59	
その他	医療機関	三次病院	60
		市立三次中央病院	61
		三次地区医療センター	62
		ビハ－ラ花の里病院	63

相談からサービス利用までの流れ

申請からサービスを利用するまでの流れです。みなさんに必要なサービスを提供できるように市や事業者がお手伝いします。申請は三次市(福祉保健部 社会福祉課 障害者福祉係)に行います。

1 相談

市, 又は相談支援事業者に相談します。サービスが必要な場合は市に申請します。

相談支援事業者:市の指定を受けた事業所のことで障害福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援, サービス等利用計画の作成, サービス事業者との連絡調整などを行います。

2 申請・調査

申請を行うと, 現在の生活や障害の状況についての調査(障害支援区分調査)が行われます。

3 審査・判定

調査の結果をもとに, 市で審査・判定が行われ, どの位のサービスが必要な状態か(障害支援区分)が決められます。

4 認定・通知

利用者の居宅などへの訪問面接によるアセスメントを行い, 利用者の希望などを考慮に入れたサービス等利用計画案が作成されます。それらを踏まえてサービスの支給量などが決まり, 通知され, 受給者証が交付されます。

5 事業者と契約

サービスを利用する事業者を選択し, 利用に関する契約をします。

6 サービス利用

サービスの利用を開始します。

福祉サービス等利用計画を作成する事業所

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所（50音順）

事業所名	所在地	電話番号 FAX番号
相談支援事業所 おおぞら	粟屋町 1731 番地	(0824)62-2888 (0824)62-1931
子鹿障害児等療育支援事業所	粟屋町1664番地	(0824)63-1151 (0824)62-1933
相談支援事業所 ココみよし	西酒屋町30番地3	(0824)53-1213 (0824)53-1223
ニューライフ君田相談支援事業所	君田町東入君 357番地1	(0824)53-2080 (0824)53-2082
ふらっと相談支援事業所	甲奴町本郷 1215番地1	(0847)67-5052 (0847)67-2080
三次市障害者支援センター	十日市東 三丁目14 番1号	(0824)65-1131 (0824)65-1132
相談支援事業者 ゆうしゃいん (ゆうしゃいん CCM内)	大田幸町一本木 10388 番地 7	(0824)66-3555 (0824)66-2839

福祉サービス等を利用する場合は、『サービス等利用計画』の作成を事業所に依頼してください。

（依頼のときは、事業所との契約が必要になります）

三次市外の相談支援事業所へ計画の作成を依頼されても差し支えありません。



サービス一覧

*サービス名/サービス内容の

■黄色は自立支援給付
■ピンク色は三次市独自事業

■青色は地域生活支援事業
■オレンジ色は対象の障害支援区分

分類	困っていること・希望していること	サービス名	サービス内容	障害支援区分						対象者	備考	申請窓口		
				1	2	3	4	5	6				知的	精神
A	① 手帳を申請したい	身体障害者手帳	障害の種類によって、視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部障害等に分けられます。また、障害程度の方から順に、1級から6級まで区分されています。								○	○	<ul style="list-style-type: none"> 【申請に必要なもの】 ・県指定医作成の診断書 ・写真2枚:たて4cm×よこ3cm ※最近6ヶ月以内に撮影したもの ※脱帽して上半身を写したもので原則無背景のもの ※写真の裏面に氏名、撮影年月日を記入 ・個人番号(マイナンバー)の確認と本人確認ができるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所 (地域づくり係)
		療育手帳	障害程度の重度の方から順に、㉠、A、㉡、Bに区分されています。											<ul style="list-style-type: none"> 【申請に必要なもの】 ・写真1枚:たて4cm×よこ3cm ※最近6ヶ月以内に撮影したもの ※脱帽して上半身を写したもので原則無背景のもの ※写真の裏面に氏名、撮影年月日を記入 ・個人番号(マイナンバー)の確認と本人確認ができるもの ・身体障害者手帳(手帳の交付を受けている方のみ)
B	① 食事、入浴、整容、通院介助、調理、洗濯、掃除、買い物など家での支援をしてもらいたい	精神障害者保健福祉手帳	精神疾患があり、精神障害のために長期にわたり日常生活や社会生活に制約を受けられる方が対象で、重度の方から順に、1級～3級に区分されています。手帳の有効期限は2年間で、更新の手続きは有効期限の3ヶ月前から可能です。										<ul style="list-style-type: none"> 【申請に必要なもの】 ・診断書(所定の様式)または精神障害を支給事由とする年金証書等 ・写真1枚:たて4cm×よこ3cm ※脱帽して上半身を写したもので原則無背景のもの ※写真の裏面に氏名を記入 ・個人番号(マイナンバー)の確認と本人確認ができるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康推進課 ・健康企画係 ・各支所 (地域づくり係)
		居宅介護(ホームヘルプ)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、自宅での入浴や排せつ、食事の介護等を行います。		■	■	■	■	■	■	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所 (地域づくり係) 	
		移動支援事業(ガイドヘルプ)	屋外での移動が困難な障害のある方について、外出のための支援を行います。		■	■	■	■	■	■	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所 (地域づくり係) 	
		行動支援	知的障害または精神障害により自己判断能力が制限されている方が行動する時に危険を回避するために必要な支援、外出における移動中の介護等を行います。		■	■	■	■	■	■	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所 (地域づくり係) 	
		同行支援	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に対して、移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排泄・食事等の介護を行います。		■	■	■	■	■	■	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所 (地域づくり係) 	
② 家・外出での支援	③ 外出、買い物中の支援をしてもらいたい	同行支援	同行援護アシセスメント票等に反応して、支給の決定を行います。		■	■	■	■	■	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所 (地域づくり係) 		
④ 同行支援	同行支援	同行支援	同行援護		■	■	■	■	■	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所 (地域づくり係) 		
⑤ 自宅での食事、入浴、整容、通院介助、調理、洗濯、掃除、買い物などの支援をしてもらいたい	⑤ 自宅での食事、入浴、整容、通院介助、調理、洗濯、掃除、買い物などの支援をしてもらいたい	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または、重度の知的障害、もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する方で常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが居宅を訪問し、自宅での入浴や排せつ、食事の介護や外出時の移動支援等を総合的にを行います。		■	■	■	■	■	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所 (地域づくり係) 		

サービス一覧

*サービス名/サービス内容の

黄色は自立支援給付
ピンク色は三次市独自事業

青色は地域生活支援事業
オレンジ色は対象の障害支援区分

分類	困っていること・希望していること	サービス名	サービス内容	障害支援区分						対象者	備考	申請窓口						
				1	2	3	4	5	6				知的	精神	児童			
家・外出での支援 B	⑥ 常時支援を受けながら地域で生活をしたい	重度障害者等包括支援	常時介護が必要な障害のある方で、その介護の必要の程度が著しく高い方に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。							■			○	○	○	・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所 (地域づくり係)		
	⑦ 自宅でお風呂にはいりたい	訪問入浴事業	家庭に入浴することが困難な在宅の障害者(児)に対して、看護師等の管理のもとで利用者の方の居宅において浴槽を提供して入浴介護を行います。													・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所 (地域づくり係)		
	⑧ 生活しやすいように家を一部改修したい	住宅改修費助成	在宅生活の自立促進や介護者負担軽減のために必要な住宅改修費を助成します。助成の対象となる工事費等の40万円が限度となります。 ※対象者または、属する世帯の方が市民税課税の場合は助成額が1/2となります。 (児童の場合は所得制限はありません)													○	・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所 (地域づくり係)	
	⑨ 三次地域の身近な情報が知りたい	ケーブルテレビ利用料助成	ケーブルテレビ利用料について、ライトプラン基本月額1/2を助成します。														・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所 (地域づくり係)	
	⑩ 人工透析の通院にかかる交通費が負担なので軽減して欲しい	人工透析通院費の助成	じん臓機能障害のため人工透析治療を受けている方に、通院費を助成します。 バス、汽車代の往復運賃(障害者割引適用後)の1/2を助成。3日/週を限度とします。														・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所 (地域づくり係)	
	⑪ もっとたくさん外出したいが、交通費の負担が大きい	福祉タクシー等助成券	タクシーを利用する場合の乗車料金や、乗車している車への燃料給油を助成します。 ・タクシー助成券1枚500円・年間40枚 (人工血液)透析を受けている方は年間80枚 ・自動車燃料助成券1枚500円・年間20枚 (人工血液)透析を受けている方は年間40枚 ※18才未満の方はタクシー助成券と同数 ・いずれも10月1日以降に申請された場合は、交付枚数が1/2になります。													○	・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所 (地域づくり係)	
	⑫ 車椅子やストレッチャーがそのまま乗れる車がほしい、車を改造したい	福祉車両の購入・改造費助成	福祉車両を購入する経費または、現在お持ちの車を福祉車両に改造する経費を助成します。 福祉車両購入費または改造費用の1/2(助成限度額は10万円)を助成します。														○	・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所 (地域づくり係)
	⑬ 乗りやすいよう、運転しやすいよう車を改造したい	自動車改造費助成	就労等に伴い、自動車を改造する場合、改造費の一部を助成します。 支給限度額10万円														○	・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所 (地域づくり係)

サービス一覧

*サービス名/サービス内容の

黄色は自立支援給付
ピンク色は三次市独自事業

青色は地域生活支援事業
オレンジ色は対象の障害支援区分

分類	困っていること・希望していること	サービス名	サービス内容	障害支援区分						対象者	備考	申請窓口				
				1	2	3	4	5	6				身体	知的	精神	児童
B	⑭ 外出の機会を増やすため、車の運転免許がほしい	自動車運転免許取得費助成	教習を受けるために必要な経費の一部を助成します。 支給限度額10万円										身体障害者手帳1～4級をお持ちの方	・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所(地域づくり係)		
		紙おむつ購入費の助成	紙おむつの購入費の一部を助成します。 紙おむつ購入助成券2000円/月										○	3歳以上65歳未満の在宅の方で身体障害者手帳1級、2級、3級(下肢、体幹機能障害)または、療育手帳(Ⅰ、A)Ⅰ(児童)Ⅱ、Bを含む)をお持ちの方 ※ただし、市民税所得割が16万円未満の世帯	・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所(地域づくり係)	
	⑮ 紙おむつの費用が負担なので少し軽減して欲しい	コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う人の派遣等を行います。											○	通訳者の派遣が難しい場合は、日程調整することがあります	・社会福祉協議会
		手話通訳者設置事業	社会福祉課に手話通訳者を設置し、聴こえに障害がある方の支援を行います。											○		・社会福祉課 ・障害者福祉係
C	① 過泊ごまかす所	短期入所(ジヨーストステイ)	居室において介護する方が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間を含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護等を行います。	■	■	■	■	■	■	○	○	○		・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所(地域づくり係)		
		共同生活援助(グループホーム)	障害のある人に対し夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。	■	■	■	■	■	■	○	○	○		・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所(地域づくり係)		
D	② グループホームに住んでいるか家賃が負担となっている	グループホームの家賃補助	グループホームに住んでいる障害のある人で、市民税非課税世帯の人又は生活保護受給の人は月額1万円を補助します。家賃の額が1万円を下回る場合は、当該家賃の額が補助の額となります。											・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所(地域づくり係)		
		施設入所支援	施設に入所した障害のある方に、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。	※	■	■	■	■	■	○	○	○		生活介護の対象者で区分4以上(ただし、50歳以上は区分3以上)または自立訓練等の対象者で特定の条件に該当する方が対象	・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所(地域づくり係)	
	④ 施設を出て地域で一人暮らしがしたい	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から一人暮らしへ移行された方等の居宅を定期的に訪問し、課題がないか等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連携調整を行います。											○	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から一人暮らしへ移行された方で、支援が必要な方が対象	・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所(地域づくり係)

サービス一覧

*サービス名/サービス内容の

黄色は自立支援給付
ピンク色は三次市独自事業

青色は地域生活支援事業
オレンジ色は対象の障害支援区分

分類	困っていること・希望していること	サービス名	サービス内容	障害支援区分						対象者	備考	申請窓口
				1	2	3	4	5	6			
E 仕事する所・日中活動する所	① 一般就労のために必要な訓練などを受けた	就労移行支援	一般就労を希望する障害のある方に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	申請時に利用希望の状況等についての聞きとり調査を行います。	○	○	○	○	○	○	社会福祉課 障害者福祉係 各支所 (地域づくり係)	
	② 作業所などで就労の知識や能力を学んだあと、一般就労を目指したい	就労継続支援A型(雇用型)	一般企業等での就労が困難な方に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	申請時に利用希望の状況等についての聞きとり調査を行います。	○	○	○	○	○	○	社会福祉課 障害者福祉係 各支所 (地域づくり係)	
	③ 一般就労は難しいけれど、軽作業などをした	就労継続支援B型(非雇用型)	一般企業等での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な方に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。	申請時に利用希望の状況等についての聞きとり調査を行います。	○	○	○	○	○	○	社会福祉課 障害者福祉係 各支所 (地域づくり係)	
	④ 一般就労を継続したい	就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した方の就労継続を図るため、企業や関係機関等の連絡調整や、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行います。	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した方の就労継続を図るため、企業や関係機関等の連絡調整や、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行います。	○	○	○	○	○	○	社会福祉課 障害者福祉係 各支所 (地域づくり係)	
	⑤ 日中、創作活動や生産活動がしたい	生活介護	居間、常時介護が必要な障害のある方に対して、施設等において食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作活動の機会を提供します。	居間、常時介護が必要な障害のある方に対して、施設等において食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作活動の機会を提供します。	※	■	■	■	■	■	社会福祉課 障害者福祉係 各支所 (地域づくり係)	
	⑥ 創作活動、生産活動がしたい	地域活動支援センター事業	障害のある方が通い、創作活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。	障害のある方が通い、創作活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。	○	○	○	○	○	○	社会福祉課 障害者福祉係 各支所 (地域づくり係)	
	⑦ 親、家族が働いている間の行き場がほしい	日中一時支援事業	日中、障害のある方から活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等の支援を行います。	日中、障害のある方から活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等の支援を行います。	○	○	○	○	○	○	社会福祉課 障害者福祉係 各支所 (地域づくり係)	
	⑧ 夏・冬・春休みの期間中、障害のある子どもたちが過せる場所がほしい	障害児生活訓練事業	障害のある児童が生活の安定を図るとともに、充実した日々が送れるよう日常生活に必要な訓練や指導を行います。	障害のある児童が生活の安定を図るとともに、充実した日々が送れるよう日常生活に必要な訓練や指導を行います。	○	○	○	○	○	○	社会福祉協議会 社会福祉課 障害者福祉係 各支所 (地域づくり係)	
	⑨ 作業所で働きたいけれど、交通費がかかるので困っている	就労支援施設への通所費助成	就労支援等事業所への通所にかかる交通費の一部を助成します。 5日/週を限度とし、次に算出した額の1/2を助成します。 ・バス、汽車の往復運賃(障害者割引適応後) ・自家用車を使用する場合、20円/kmで算出し1日当たり600円を限度。	就労支援等事業所への通所にかかる交通費の一部を助成します。 5日/週を限度とし、次に算出した額の1/2を助成します。 ・バス、汽車の往復運賃(障害者割引適応後) ・自家用車を使用する場合、20円/kmで算出し1日当たり600円を限度。	○	○	○	○	○	○	社会福祉課 障害者福祉係 各支所 (地域づくり係)	
F 療養する所	① 医学的管理の下で療養生活がしたい	療養介護	医療と常時介護が必要な障害のある方に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理における介護及び日常生活の世話をを行います。	ALS(筋萎縮性側索硬化症)患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方(区分6以上)及び筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある方(区分5以上)が対象	■	■					社会福祉課 障害者福祉係 各支所 (地域づくり係)	

サービス一覧

*サービス名/サービス内容の

黄色は自立支援給付
ピンク色は三次市独自事業

青色は地域生活支援事業
オレンジ色は対象の障害支援区分

分類	困っていること・希望していること	サービス名	サービス内容	障害支援区分						対象者	備考	申請窓口
				1	2	3	4	5	6			
G	訓練する所	自立訓練 (機能訓練)	障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設で一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。	①	歩行訓練がしたい ・コミュニケーション能力を身に付けたい ・家事ができるようになりたい など	○	申請時に利用希望の状況等についての聞きとり調査を行います。	○	申請時に利用希望の状況等についての聞きとり調査を行います。	○	標準利用期間は18ヶ月(1年半)以内	・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所 (地域づくり係)
				②	・食事、家事等の日常生活能力を身に付けたい ・地域生活に移行したい	○	申請時に利用希望の状況等についての聞きとり調査を行います。	○	標準利用期間は24ヶ月(2年)以内。長期入所(入障)していた方は36ヶ月(3年)が標準利用期間	○	・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所 (地域づくり係)	
H	相談する所	相談支援事業	障害のある方、その家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。福祉サービス等の調整等の総合相談を行います。	①	・福祉サービスや各種制度の申請・手続きの情報ほしい、手伝ってほしい ・日常生活を送るための支援をしてほしい など	○	障害のある方、その家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。福祉サービス等の調整等の総合相談を行います。	○	三次市に住所を有する障害のある方やその家族等(ただし手帳所持の有無は問わない)	○	・障害者 ・支援センター他	
				②	福祉サービスを利用したい	○	障害福祉サービスを利用する前に、サービス利用計画や支給決定後の見直し等を行います。	○	三次市に住所を有する障害のある方やその家族等	○	・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所 (地域づくり係)	
				③	地域に帰り生活したい	○	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害者に対して、居住の確保や地域での生活へ移行するための活動について、相談や支援を行います。	○	三次市に住所を有する障害のある方やその家族等	○	・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所 (地域づくり係)	
				④	地域で安心して暮らしたい	○	居宅において単身で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談や必要な支援を行います。	○	三次市に住所を有する障害のある方やその家族等	○	・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所 (地域づくり係)	
				⑤	一般就労や生活のことなど相談したい	障害者就業・生活支援	障害のある方で、就労意欲のある方の就職に必要な準備の支援、ハローワークと連携しての仕事探し、生活に困る悩みの相談に応じます。	○	三次市・庄原市に住所を有する障害のある方	○	・備北障害者就業・生活支援センター	
I	障害児の通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	①	日常生活の動作や集団への適応訓練などがしたい	○	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児等	○	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児等	○	・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所 (地域づくり係)	
				②	医療型児童発達支援	児童発達支援及び必要な治療を行います。	○	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練等または医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児等	○	・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所 (地域づくり係)		
				③	日常生活の動作や集団への適応訓練などがしたい	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	○	学校等の授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障害児等	○	・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所 (地域づくり係)		

サービス一覧

*サービス名/サービス内容の

黄色は自立支援給付
ピンク色は三次市独自事業

青色は地域生活支援事業
オレンジ色は対象の障害支援区分

分類	困っていること・希望していること	サービス名	サービス内容	障害支援区分						対象者	備考	申請窓口				
				1	2	3	4	5	6				身体	知的	精神	児童
I 障害児の通所支援	④ 日常生活の動作や集団への適応訓練などがしたい	居宅訪問型児童発達支援	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います										○	重症心身障害児等の重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児等	・社会福祉課 障害者福祉係 各支所 (地域づくり係)	
		保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。											○	保育所等やその他児童が集団生活を営む施設へ通う障害児であって、当該施設へ訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児等	・社会福祉課 障害者福祉係 各支所 (地域づくり係)
		施設等利用者負担の助成	児童発達支援センターの利用者自己負担経費の一部を助成します。 (保育所・幼稚園等の利用者に限る)											○	障害児施設給付費の支給決定を受け、児童発達支援センターへ通所している児童の保護者	・社会福祉課 障害者福祉係 各支所 (地域づくり係)
		市外の通所施設等への交通費助成	三次市外の障害児通所施設等への通所にかかる交通費の一部を助成します。 通所1日あたり定額650円											○	障害児通所給付費の支給決定を受けており、市外の医療機関等で療育相談及びリハビリを受けた児童または、市外の児童発達支援センターへ通所された児童の保護者	・社会福祉課 障害者福祉係 各支所 (地域づくり係)
	① 生活しやすくなるための用具がほしい	日常生活用具等給付事業	在宅の障害のある方に対して、日常生活用具の給付を行います。種目ごとに障害の種類、障害の程度、年齢等に制限があります。 ＜種類＞ ・訓練支援用具 ・自立生活支援用具 ・在宅療養等支援用具 ・情報・意思疎通支援用具 ・排泄管理支援用具等 費用の1割が利用者負担です。障害児を対象とする費用の負担は5%です。利用者負担上限額があります。市民税、課税状況によって利用者負担額が異なります。ひと月で負担する利用者負担額には上限があります。											○	障害がある方で、当該用具を必要とする方が対象。用具(補別)により障害の種類、障害の程度、年齢等に制限があります	・社会福祉課 障害者福祉係 各支所 (地域づくり係)
		② 車いすがほしい 補聴器がほしい など	補装具等給付事業	身体障害のある方の失われた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工された更生用の用具の給付を行います。										○	医師の意見書または身体障害者相談会(判定会)での判定が必要	・社会福祉課 障害者福祉係 各支所 (地域づくり係)
		③ 子ども補聴器がほしい	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度の難聴児に対して補聴器の購入費等の一部を助成します。											○	18歳未満で両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上、70デシベル未満の方で、聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象とならない方に対し、購入(更新)又は修理費用の2/3を助成
K 医療費	① 医療費の負担を軽減したい	重度心身障害者医療費公費負担制度	障害者手帳の交付を受けている方の医療費の自己負担部分が、医療機関ごとに1日200円となります。1か月の負担上限は、医療機関ごとに入院14日、通院4日です。対象となる身体障害者手帳・療育手帳の交付された月から医療費公費負担制度が適応となります										○	対象となる身体障害者手帳、療育手帳の交付された月から医療費公費負担制度が適用(ただし、本人と扶養義務者等の所得制限があります) 身体障害者手帳1～3級 療育手帳(A、A、B) ・障害者手帳 ・健康保険証 ・個人番号(マイナンバー)の確認と本人確認ができるもの	・市民課 保険年金係 各支所 (地域づくり係)	

サービス一覧

*サービス名/サービス内容の

黄色は自立支援給付
ピンク色は三次市独自事業

青色は地域生活支援事業
オレンジ色は対象の障害支援区分

分類	困っていること・希望していること	サービス名	サービス内容	障害支援区分						対象者	備考	申請窓口
				1	2	3	4	5	6			
K	② 医療費の負担を軽減したい	精神障害者医療費公費負担制度	精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方で自立支援医療(精神通院医療)受給者の通院医療費の自己負担部分が医療機関ごとに1日200円となります。1か月の負担上限は、医療機関ごとに4日です。	/	/	/	/	/	/	○	自立支援医療受給者証の始期から医療費交付負担制度が適用(ただし、本人と扶養義務者等の所得制限があります) ・精神障害者保健福祉手帳 ・健康保険証 ・個人番号(マイナンバー)の確認と本人確認ができるもの	・市民課 ・保険年金係 ・各支所 (地域づくり係)
				③ 医療費の負担を軽減したい	指定の医療機関において、障害を軽くしたり、取り除くための医療の給付を行います。世帯の課税状況等に応じた費用の一部負担があります。	/	/	/	/	/	/	○
	④ 医療費の負担を軽減したい	自立支援医療(精神通院医療)	精神疾患で、通院治療を継続的に必要とする状態の方に、通院医療費の自己負担を軽減する制度です。自己負担割合は原則1割で世帯の課税状況等に依りて負担限度額が定められています。	/	/	/	/	/	/	○	診断書(所定の様式)1回/2年 ・健康保険証 ・個人番号(マイナンバー)の確認と本人確認ができるもの ・障害年金を受給している方は受給金額がわかるもの	・健康推進課 ・健康企画係 ・各支所 (地域づくり係)
	① 年金を申請したい	国民年金(障害基礎年金)	原則として国民年金加入中に初診日がある病气やけがにより、障害を負ったとき支給される年金です。(※20歳前に初診日がある障害のある人の場合も、満20歳の時点で1級または2級の障害の状態にあるときは受給できます。)	/	/	/	/	/	/	○	1級 月額82,812円 2級 月額66,250円 (※所得制限あり)	・三次市年金事務所
L	② 特別障害者手当	特別障害者手当	在宅の重度障害者(児)、または、重度障害者(児)を扶養する方に対し、その重度の障害のために生じる特別の負担の手助けとして各種手当が支給されます。所得による制限があります。	/	/	/	/	/	/	○	重度の心身障害者で常時特別の介護を必要とする程度の障害の状態にある在宅の20歳未満の方が対象 月額27,980円	・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所 (地域づくり係)
				③ 障害児福祉手当	在宅の重度障害者(児)、または、重度障害者(児)を扶養する方に対し、その重度の障害のために生じる特別の負担の手助けとして各種手当が支給されます。所得による制限があります。	/	/	/	/	/	/	○
	④ 児童扶養手当	児童扶養手当	父または母に重度の障害がある家庭で、満18歳の生度末に達するまで(障害がある児童は20歳未満)の児童を養育している方が対象 月額10,410円～44,130円	/	/	/	/	/	/	○	父または母に重度の障害がある家庭で、満18歳の生度末に達するまで(障害がある児童は20歳未満)の児童を養育している方が対象 月額10,410円～44,130円	・子育て支援課 ・育児支援係 ・各支所 (地域づくり係)
	⑤ 特別児童扶養手当	特別児童扶養手当	心身に障害のある20歳未満の児童を監護している保護者が対象 1級 月額53,700円 2級 月額35,760円	/	/	/	/	/	/	○	心身に障害のある20歳未満の児童を監護している保護者が対象 1級 月額53,700円 2級 月額35,760円	・社会福祉課 ・障害者福祉係 ・各支所 (地域づくり係)
	① 三次市単独支援施策	三次市単独支援施策	自立支援給付・障害児の通所支援・移動支援・日中一時支援・訪問入浴の自己負担額を合算し、上乗負担月額を起えた額を市が助成します。	自立支援給付・障害児の通所支援・移動支援・日中一時支援・訪問入浴の自己負担額を合算し、上乗負担月額を起えた額を市が助成します。	/	/	/	/	/	/	○	病院、保育所、学校、相談窓口、サービス提供事業所等で、本人の生計や、健康状態、ケアの仕方等について知ってもらいたいときに提示
M	② サービスを利用したいが、自己負担額が高くなると困る 色々な関係機関に、生育歴や、健康状態、ケアの仕方などについて知ってもらいたい	サポートファイル	知的障害や発達障害のある人や支援の必要な人が、一環したよりよい支援を受ける事ができるよう、ファイルを配布しています。	/	/	/	/	/	/	○	病院、保育所、学校、相談窓口、サービス提供事業所等で、本人の生計や、健康状態、ケアの仕方等について知ってもらいたいときに提示	・社会福祉課 ・健康推進課 ・子育て支援課 ・各支所 他

★三次市の障害者(児)関係課担当一覧

担当課名	場所・住所	連絡先	業 務
福祉保健部 社会福祉課 障害者福祉係	三次市役所 本館 2 階 三次市十日市中 二丁目 8 番1号	電話 (0824)65-2051 FAX (0824)62-6285 《メール》 fukushi@city.miyoshi. hiroshima.jp	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●自立支援医療(更生医療) ●自立支援給付制度 ●障害児通所支援制度 ●特別障害者手当, 障害児福祉手当 ●人工透析通院費の助成 ●福祉タクシー等助成券 ●ケーブルテレビ利用料助成 ●福祉車両の購入・改造費助成 ●自動車改造費助成 ●自動車運転免許取得費助成 ●紙おむつ購入費助成 ●就労支援施設への通所費助成 ●住宅改修費の助成 ●補装具及び日常生活用具給付の助成 ●軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成 ●特別児童扶養手当 ●障害児施設等利用者負担等の助成 ●障害児通園施設等への交通費助成 ●自立支援医療(育成医療)
福祉保健部 健康推進課 健康企画係	三次市役所 東館 2 階 三次市十日市中 二丁目 8 番1号	電話 (0824)62-6232 FAX (0824)62-6382 《メール》 kenko@city.miyoshi. hiroshima.jp	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障害者保健福祉手帳 ●自立支援医療 (精神通院医療)
子育て支援部 子育て支援課 育児支援係	三次市役所 東館 2 階 三次市十日市中 二丁目 8 番1号	電話 (0824)62-6148 FAX (0824)62-6300 《メール》 ikuji@city.miyoshi. hiroshima.jp	<ul style="list-style-type: none"> ●児童扶養手当


担当課名	場所・住所	連絡先	業 務
市民部 市民課 保険年金係	三次市役所 東館1階 三次市十日市中 二丁目8番1号	電話 (0824)62-6134 FAX (0824)63-2809 《メール》 shimin@city.miyoshi. hiroshima.jp	●重度心身障害者医療費公 費負担制度 ●精神障害者医療費公費負 担制度
君田支所 地域づくり係	三次市君田町 東入君644番地1	電話 (0824)53-2111 FAX (0824)53-2961	本庁業務のものすべて
布野支所 地域づくり係	三次市布野町 上布野1196番地1	電話 (0824)54-2111 FAX (0824)54-2429	
作木支所 地域づくり係	三次市作木町 下作木674番地	電話 (0824)55-2111 FAX (0824)55-3678	
吉舎支所 地域づくり係	三次市吉舎町 吉舎368番地	電話 (0824)43-3111 FAX (0824)43-3062	
三良坂支所 地域づくり係	三次市三良坂町 三良坂5042番地1	電話 (0824)44-3111 FAX (0824)44-3675	
三和支所 地域づくり係	三次市三和町 上板木10038番地4	電話 (0824)52-3111 FAX (0824)52-2787	
甲奴支所 地域づくり係	三次市甲奴町 西野40番地1	電話 (0847)67-2121 FAX (0847)67-3126	

名 称	サンキ・ウエルビー株式会社 介護センター三次	施設マップ 番号 17
住 所	〒728-0012 三次市十日市中 二丁目13番15号	
電 話 FAX	(0824)65-1521 (0824)65-1522	
メール	219miyoshi @sanki-wellbe.com	
サービス提供日 時間	年中無休(要相談)	
対 象	○障がい福祉サービスの支給決定を受け、受給者証が交付されている方。 ○介護保険被保険者証が交付されている方。	
定 員	利用者様と要相談	
事業内容	障がい福祉サービスとして障がい者、障がい児の利用者様の自立を支援いたします。 訪問介護としてホームヘルパーがご自宅を訪問し、食事、入浴、排泄などの身体介護や、調理、掃除、洗濯などの生活援助、通院するときなどの乗車、降車の介助を行ないます。	
メッセージ・特徴	介護を受ける人たちの“自分でやろうとする意欲”を最大限に引き出せるように働きかけ、自分でできる喜びややりがいを感じられるように支えていくことだと、私たちは考えています。	
企業理念	福祉事業を通じて 地域社会に貢献する	




名 称	ホームヘルプセンターみよし 〔居宅介護・同行援護・重度訪問介護〕		施設マップ 番号 7
住 所	〒728-0026 三次市日下町 143 番地 1		
電 話 FAX	(0824)65-0254 (0824)65-0362		
メール	shakyo-nishi.2 @p1.pionet.ne.jp		
サービス提供日 時間	毎日(月曜日から日曜日及び祝日) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※ただし、上記以外の日時に利用希望があり、対応が可能な場合は、サービスの提供を行いますので、ご相談ください。		
対象	居宅介護 障害程度区分の認定を受け、区分1以上の方 重度訪問介護 障害程度区分が区分4以上の方で、常時介護を要する重度の肢体不自由の方等 同行援護 視覚障害により、移動に著しい困難を有する方。 介護を伴う場合は、障害程度区分2以上の方。		
事業内容	居宅介護 居宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行ないます。 重度訪問介護 居宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行ないます。 同行援護 視覚障害の方の移動・外出時の移動援護や視覚的情報の支援、外出時の排せつ・食事等の援助を行います。		

名 称	ホームヘルプセンターみよし〔移動支援〕		
サービス提供日 時間	毎日(月曜日から日曜日及び祝日) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※ただし、上記以外の日時に利用希望があり、対応が可能な場合は、サービスの提供を行いますので、ご相談ください。		
対象	肢体不自由者(児)、視覚障害者(児)、知的障害者(児) 精神障害者(児)		
事業内容	社会生活上、生活必需品の買い物等必要不可欠な外出及びレクリエーション活動等の社会参加のための外出時の移動を支援します。		

名 称	ホームヘルプセンターみよし南 〔居宅介護・同行援護・重度訪問介護〕		施設マップ 番号 40
住 所	〒729-4211 三次市吉舎町吉舎 723番地 1		
電 話 FAX	(0824)43-3301 (0824)43-7005		
メール	shakyo-kisa @p1.pionet.ne.jp		
サービス提供日 時間	毎日(月曜日から日曜日及び祝日) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※ただし、上記以外の日時に利用希望があり、対応が可能な場合は、サービスの提供を行いますので、ご相談ください。		
対象	居宅介護 障害程度区分の認定を受け、区分1以上の方 重度訪問介護 障害程度区分が区分4以上の方で、常時介護を要する重度の肢体不自由の方等 同行援護 視覚障害により、移動に著しい困難を有する方。 介護を伴う場合は、障害程度区分2以上の方。		
事業内容	居宅介護 居宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行ないます。 重度訪問介護 居宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行ないます。 同行援護 視覚障害の方の移動・外出時の移動援護や視覚的情報の支援、外出時の排せつ・食事等の援助を行います。		


名 称	ホームヘルプセンターみよし南〔移動支援〕		
サービス提供日 時間	毎日(月曜日から日曜日及び祝日) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※ただし、上記以外の日時に利用希望があり、対応が可能な場合は、サービスの提供を行いますので、ご相談ください。		
対象	肢体不自由者(児)、視覚障害者(児)、知的障害者(児) 精神障害者(児)		
事業内容	社会生活上、生活必需品の買い物等必要不可欠な外出及びレクリエーション活動等の社会参加のための外出時の移動を支援します。		

名 称	ニチイケアセンター 三次		施設マップ 番号 23
住 所	〒728-0014 三次市十日市南一丁目6番7号 アナダビル1F		
電 話 FAX	(0824)65-2361 (0824)65-2363		
メール	hstg20 @nichiigakkan.co.jp		
サービス提供日 時間	月曜日～金曜日 ※休業日は土曜日、日曜日、祝祭日、12月30日～1月3日 9時00分～18時00分 ※休業日や営業が時間外であってもサービスの提供を行なう 場合があります。		
対象	身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児		
事業内容	○居宅介護 ○重度訪問介護 ○移動支援 ○同行援護		
メッセージ・特徴	障害福祉サービスを通して、お客様のかがやく「明日」をサポートします。		

名 称	ヘルパーステーション ルンビニ		施設マップ 番号 24
住 所	〒728-0014 三次市十日市南四丁目5番5号		
電 話 FAX	(0824)62-5566 (0824)62-5586		
メール	jisyouenn @cotton.ocn.ne.jp		
サービス提供日 時間	営業日 年中無休 営業時間 8時00分～18時00分 サービス提供地域 三次市(旧三次市、君田町、布野町)		
対象	身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児		
事業内容	○居宅介護…調理、掃除、入浴、排泄、食事介助		
メッセージ・特徴	住み慣れた環境で安心して生活していただけるように、ひとりひとりに合った提供をさせていただきます。		


名 称	ヘルパーステーション あらくさ		施設マップ 番号 44
住 所	〒729-4101 三次市甲奴町本郷 1215 番地1 甲奴駅より徒歩10分 三次市内より車で約40分 尾道松江道甲奴 ICより車で10分		
電 話 FAX	(0847)67-5051 (0847)67-2080		
メール	arakusa@f2.dion.ne.jp		
開所日 時間	月曜日～金曜日(土、日、祝祭日、お盆、年末年始は休み) 8時30分～17時30分		
対象	障害種別は問いません。 ※実施地域に定めあり		
事業内容	○居宅介護(家事援助、身体介護、重度訪問介護) ○行動援護 ○移動支援		

名 称	ヘルパーステーション ウイズ		施設マップ 番号 39
住 所	〒729-4308 三次市三良坂町田利 261番地5		
電 話 FAX	(0824)44-3556 (0824)44-4815		
メール	with.hs@p1.pionet.ne.jp		
開所日 時間	年中無休 24時間		
対象	身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児		
事業内容	○居宅介護 ○重度訪問介護		
メッセージ・特徴	「生まれ育った地域で暮らしたい」という気持ちを一緒に支えます。		

名 称	ケアハウス 君田	施設マップ 番号 1
住 所	〒728-0401 三次市君田町東入君238番地1	
電 話 FAX	(0824)53-2080 (0824)53-2082	
メール	newlifekimita @bihoku-k.jp	
開所日 時間	年中無休 24時間	
対象	市町が発行する「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けた方	
定員	共同生活援助7名、短期入所1名	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援(食事、入浴、排泄等の支援) ○余暇活動の支援 ○健康管理、健康管理の援助 ○他事業所との連絡調整 ○相談支援(日常生活等の相談、助言) 	
メッセージ・特徴	<p>生活支援などのサービスを利用しながら、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう支援します。</p> <p>また、アットホームな環境の中でサービスを提供しています。</p>	

名 称	グループホーム やまびこ	施設マップ 番号 11
住 所	〒728-0025 三次市粟屋町 2828 番地 3	
電 話	(0824)68-0105	
メール	yamabiko2009sxp @yahoo.co.jp	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法の対象者(知的・精神障害者) ○就労もしくは社会復帰訓練、共同作業所、デイ・ナイト・ケア等の社会復帰資源を利用できる方 ○現在の治療を続ける意思のある方 	
定員	14名	
事業内容	<p>障害者総合支援法の趣旨に従い、入居者の方が日常生活上の必要な支援を受けながら共同生活を行い、地域の中で自立した生活が送れるよう相談や援助を行なっています。</p>	
メッセージ・特徴	<p>三次病院が24時間体制で緊急時の対応に当たっています。</p> <p>施設見学や体験入居も利用できますので、お気軽に連絡ください。</p>	

名 称	共同生活援助事業所 ゆうしゃいん三次		施設マップ 番号 26
住 所	〒728-0006 三次市島敷町 238 番地1		
電 話 FAX	(0824)68-0344 (0824)68-1344		
メール	miyoshi @yuukifukushikai.com		
対 象	知的・精神・身体障害者		
定 員	6名		
事業内容	○日常生活支援 ○余暇活動の支援 ○通院付添 ○他の支援サービス(移動支援等)の調整		
メッセージ・特徴	就労継続支援 B 型事業所と併設されており、日中の就労活動と連結性のある支援を心掛けています。ご利用者の自主性を尊重し社会との繋がりのある環境づくりをめざしています。		


名 称	共同生活援助事業所 ゆうしゃいん笑花		施設マップ 番号 27
住 所	〒728-0013 三次市十日市東 五丁目 13 番 10 号		
電 話 FAX	(0824)68-0344 (0824)68-1344		
メール	miyoshi @yuukifukushikai.com		
対 象	知的・精神・身体障害者		
定 員	5名		
事業内容	○日常生活支援 ○余暇活動の支援 ○通院付添 ○他の支援サービス(移動支援等)の調整		
メッセージ・特徴	共同生活援助事業所ゆうしゃいん三次の共同生活住居として連携を取りながら、日中の就労活動と連結性のある支援を心掛けています。ご利用者の自主性を尊重し社会との繋がりのある環境づくりをめざしています。		


名 称	共同生活援助事業所 コージーガーデン		施設マップ 番号 35
住 所	〒729-6211 三次市大田幸町 10266 番地4		
電 話 FAX	(0824)66-3555 (0824)66-2839		
メール	COZY @yuukifukushikai.com		
対 象	知的・精神・身体障害者		
定 員	6 名		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活支援 ○余暇活動の支援 ○通院付添(三次市内) ○他の支援サービス(移動支援等)の調整 		
メッセージ・特徴	<p>就労継続支援B型事業所と併設されており日中の就労活動と連結性のある支援を心掛けています。ご利用者の自主性を尊重し社会との繋がりのある環境づくりをめざしています。</p>		




名 称	日中サービス支援型共同生活援助事業所 ゆうしゃいん CCM 短期入所事業所 ゆうしゃいん CCM (相談支援事業者 ゆうしゃいん)		施設マップ 番号 36
住 所	〒729-6211 三次市大田幸町 10388 番地 7		
電 話 FAX	(0824)66-3555 (0824)66-2839		
メール	COZY @yuukifukushikai.com		
開所日 時間	365日 24時間		
対象	知的・精神・身体障害者		
定員	共同生活援助 20名 短期入所 5名		
事業内容	共同生活援助 ・日常生活支援 ・余暇活動の支援 ・通院付添(三次市内) ・他の支援サービス(移動支援等)の調整 ・体験利用 短期入所 ・緊急短期入所受け入れ 相談支援 ・計画相談		
メッセージ・特徴	日中サービス支援型共同生活援助は障害者の重度化・高齢化に対応するため創設されたグループホームの新たな類型です。相談、緊急時の受け入れ対応、体験の機会・場の提供を行い、住み慣れた地域での自立した生活をサポートします。		




名 称	にじ色ホーム(共同生活援助)		施設マップ 番号 41
住 所	〒729-4101 三次市甲奴町本郷 1018 番地 4 甲奴駅より徒歩 5 分 三次市内より車で約40分 尾道松江道甲奴 IC より車で 10 分		
電 話	(0847)67-3489		
メール	arakusa@f2.dion.ne.jp		
対象	障害種別は問いません。		
定員	○共同生活援助:5 名 ○短期入所:1 名		
事業内容	○日常生活の支援 ○一泊旅行、温泉、外食等もおこないます。		
メッセージ・特徴	<p>当法人(社会福祉法人あらくさ)は、どんな障害があっても「働きたい」、「友達がほしい」、「地域で安心して暮らしたい」等の願いや、思いを大切にしたい取り組みを目指しています。</p> <p>利用者一人ひとりにしっかりと目を向け、生活の主体者として自立できるように支援をします。</p>		

名 称	さくらホーム(共同生活援助)		施設マップ 番号 46
住 所	〒729-4101 三次市甲奴町本郷11583番地2 甲奴駅より徒歩10分 三次市内より車で約40分 尾道松江道甲奴 IC より車で 10 分		
電 話 FAX	(0847)67-5051 (0847)67-2080		
メール	arakusa@f2.dion.ne.jp		
対象	障害種別は問いません。ただし、共同生活援助については、重度の障害のある方(障害支援区分 5 以上)		
定員	○共同生活援助:5 名 ○短期入所:1 名		
事業内容	○日常生活に必要な支援(食事、入浴、排泄等) ○健康管理		
メッセージ・特徴	<p>当法人(社会福祉法人あらくさ)は、どんな障害があっても「働きたい」、「友達がほしい」、「地域で安心して暮らしたい」等の願いや、思いを大切にしたい取り組みを目指しています。</p> <p>利用者一人ひとりにしっかりと目を向け、生活の主体者として自立できるように支援をします。</p>		

名 称	医療法人微風会 ビハーラ花の里病院 指定障害者福祉サービス事業 短期入所		施設マップ 番号 5
住 所	〒728-0001 三次市山家町 605番地 20		
電 話 FAX	(0824)62-7700 (0824)62-7709		
メール	vihara_hp@yahoo.co.jp		
開所日	ビハーラ花の里病院を本体施設とする短期入所事業です。 病院に空床がある場合に申込み受付をしていますので、 まずはお問い合わせください。		
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ○三次市・庄原市にお住まいの方。 ○医療型短期入所の受給者証をお持ちの方。 ○18歳以上で①または②に該当の方。 ①障害支援区分 6 で、気管切開を伴う人工呼吸器による管理を行っている方。 ②障害支援区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している方、もしくは区分5以上に該当する重症心身障害者の方。 		
定 員	空床型(最大2名)		
事業内容	○医療型短期入所事業		
メッセージ・特徴	<p>花と緑に囲まれた環境での療養生活を、との願いを込めて設立された「ビハーラ花の里病院」を本体施設とする医療型短期入所事業です。在宅で生活をされている、医療的ケアを必要とする重症心身障害者を介護するご家族等の休息や負担の軽減を目的としています。</p> <p>入所時には希望に応じて日中活動支援の提供も行っています。ご本人、ご家族ともに安らげる場になることをめざしています。</p>		



名称	ともえ学園		施設マップ 番号 4
住所	〒728-0002 三次市西河内町 10250 番地		
電話 FAX	(0824)62-5130 (0824)62-1934		
メール	tomoe@p1.pionet.ne.jp		
開所日 時間	年中無休 24 時間		
対象	自閉症や知的障害の方の障害者支援施設		
定員	施設入所支援・生活介護 70名(女性4名・男性66名) 短期入所 2名(男性2名) 日中一時支援 若干名 (男女)		
事業内容	施設入所支援事業 ①相談及び援助 ②心身の状況に応じた適切な介助、支援等 ③入浴又は清拭 ④食事の提供及び栄養管理 ⑤社会生活上の便宜の供与等 ⑥健康管理 ⑦余暇活動の機会の提供 生活介護事業 ①相談及び援助 ②心身の状況に応じた適切な介助、支援等 ③創作活動や生産的活動の機会の提供 ④食事の提供及び栄養管理 ⑤社会生活上の便宜の供与等 ⑥健康管理 ⑦余暇活動の機会の提供 短期入所事業 ①相談及び援助 ②心身の状況に応じた適切な介助、支援等 ③入浴又は清拭 ④食事の提供及び栄養管理 ⑤社会生活上の便宜の供与等 ⑥健康管理 ⑦余暇活動の機会の提供 ⑧創作活動や生産的活動の機会の提供		
メッセージ・特徴	施設の概要をホームページに詳しく掲載しています。 施設の利用をご希望の方は、施設見学にお越し下さい。 (ご来園の前に、電話やメールなどで来園日時をご予約下さい。)		
ホームページ	http://www.pionet.ne.jp/~tomoe/		


名 称	子鹿医療療育センター	施設マップ 番号 14
住 所	〒728-0025 三次市粟屋町11664番地	
電 話 FAX	(0824)63-1151 (0824)62-1933	
メール	kojika@p1.pionet.ne.jp	
開所日・時間	年中無休・24 時間	
対 象	施設入所:障害福祉サービス受給者証に療養介護(18 歳以上)又は重症心身障害児(18 歳未満)と記載がある方。 短期入所:重症心身障害児、療養介護 生活介護:重症心身障害者 放課後等デイサービス:重症心身障害児	
定 員	施設入所 80 名 短期入所 4 名	
事業内容	○医療型障害児入所施設、療養介護事業所 重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複している重症心身障害児(者)の方が利用される施設です。 ○短期入所(ショートステイ) ※現在、冠婚葬祭や介助者の病気など、緊急のみ受入れに制限させて頂いています。 ○日中一時支援事業(日帰りショートステイ) ○障害児(者)通所事業所ウイズワン ※常勤の看護師を配置しています。生活介護は送迎、入浴サービスあり。 ・生活介護:開所日時:月・火・木・金・土(水、祝、盆正月を除く) 10:00~15:00 ・放課後等デイサービス:土曜日 10:00~15:00	
外来診療日	○精神科外来 再診:火・土(午前) 新規:月・金(午前) ※要予約 ○歯科外来 ※要予約 0824-63-1155 外来診療 火・水・金・木(午前) 訪問診療 月・木(午後) ○発達外来:原則 土 ※要予約 0824-62-1211(担当:新元)	
受付時間	9:00~12:00(発達外来は9:00~16:00)	
予約受付時間	8:00~17:00(日、祝は休み)	
休診日	○精神科:木・日・祝祭日 ○歯科:土・日・祝祭日	
メッセージ・特徴	県北では唯一の重症心身障害児施設として昭和 49 年 6 月に開設し、平成 24 年 4 月に現在の場所に新築移転しました。医療と福祉の両方を兼ね備えた施設であり、三次、庄原市の方だけでなく広島市からも多くの利用があります。アットホームな雰囲気大切にします。	

名 称	ニューライフ君田相談支援事業所		施設マップ 番号 2
住 所	〒728-0401 三次市君田町東入君 357 番地 1		
電 話 FAX	(0824)53-2080 (0824)53-2082		
メール	newlifekimita @bihoku-k.jp		
開所日 時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時10分 緊急時は365日24時間相談を受け付けています。		
対象	障害のある方やご家族、関係者		
定員	—		
事業内容	計画相談支援 ○サービス等利用計画の作成、モニタリング ○地域でご本人が望む生活が実現できるよう、さまざまな相談、地域資源の情報提供や関係機関との連携		
メッセージ・特徴	地域で希望する生活ができるよう、ご本人やご家族と一緒に考えていきますので、気軽にご相談ください。		




名 称	障がい者支援施設 ニューライフ君田		施設マップ 番号 2
住 所	〒728-0401 三次市君田町東入君 357 番地 1		
電 話 FAX	(0824)53-2080 (0824)53-2082		
メール	newlifekimita @bihoku-k.jp		
開所日 時間	施設入所支援 年中無休・24時間 生活介護 月曜日～金曜日 9時30分～16時00分 ※ 但し、行事等によっては土曜日も開所することがあります。 短期入所 年中無休・24時間 日中一時支援 年中無休 9時00分～16時30分		
対 象	市町が発行する「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けた方		
定員	施設入所支援 52名 生活介護 60名 短期入所 8名 日中一時支援 若干名		
事業内容	○生活支援(食事、入浴、排泄等の支援) ○機能回復訓練 (身体能力、日常生活能力の維持及び向上の支援) ○創作活動及び生産活動 ○健康管理(週二回の脳神経内科医の回診) ○相談支援(日常生活等の相談、助言) ○移送サービス		
メッセージ・特徴	利用者の意思及び人格を尊重し、利用者のニーズの発掘、QOLの向上を目指すと共に、安全で安心した、そして心がふれあうサービスの提供に努めています。 また、自然に恵まれた環境の中で心も体も癒やせる雰囲気施設の施設です。		



名 称	障がい者社会就労センター君田		施設マップ 番号 3
住 所	〒728-0401 三次市君田町東入君 238 番地 1		
電 話 FAX	(0824)53-2080 (0824)53-7112		
メール	newlifekimita-shuro @bihoku-k.jp		
開所日 時間	月曜日～金曜日 (12月30日～1月3日を除く。夏季休業2日あり) ※ただし、5週の月は土曜日が1日営業日となります。 営業時間:8時30分～17時10分 作業時間:9時20分～15時20分 ※間に3回、計60分の休憩あり		
対象	市町が発行する「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けた方		
定員	就労継続支援B型 40名		
事業内容	作業内容 ○ビューティー事業 ホテル等で使用する、使い捨て歯ブラシ、髭剃り、綿棒等の袋詰め及び機械止め、自動包装機による包装、自動車関連部品の組立て ○縫製事業 介護用マットレスカバー、防水シート、自動車関連部品の縫い ○ガラス工芸事業 表札(木、石)、家紋、写真立て等のサンドブラスト加工 ○口腔ケア事業 口腔ケア用具の接着加工、袋詰め(口腔内の清拭用具) ※各作業は、部材の納品、加工、製品、箱詰め、出荷と一連の作業工程となります。 支援内容 ○就労支援(作業支援、実習先紹介等) ○相談支援(日常生活等の相談、助言) ○食事提供支援 ○健康管理、移送サービス		
メッセージ・特徴	障がい者社会就労センター君田は、働く意欲作業能力を持ちながら一般企業への就労が困難な方の自立と社会参加の実現をめざしています。 また、職業指導員、生活支援員が一人ひとりの能力を把握しながら就労に向けた支援を行います。		

名 称	障がい者社会就労センター三次		施設マップ 番号 20
住 所	〒728-0013 三次市十日市東五丁目7番35号		
電 話 FAX	(0824)65-6860 (0824)65-6861		
メール	shuromiyoshi @hi.enjoy.ne.jp		
開所日 時間	月曜日～金曜日 (12月30日～1月3日を除く。また、夏季休暇2日あり) ただし、5週の月は土曜日が1日営業日となります。 営業時間:8時30分～17時10分 作業時間:9時00分～16時00分 ※間に90分の休憩あり		
対象	<p>就労継続支援 A 型</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用開始時65歳未満の方(雇用契約の方のみ)。 ○就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方。 ○特別支援学校を卒業して就職活動を行なったが、企業等の雇用に結びつかなかった方。 ○企業等を離職した方等、就労経験のある方で現に雇用関係のない方。 ○通院・服薬ができ、病状が安定している方。 <p>就労継続支援 B 型</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就労経験がある方で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方。 ○就労移行事業を利用した結果、就労継続支援B型の利用が適当と判断された方。 ○上記に該当しない方で、50歳に達している方又は障害基礎年金1級を受給されている方。 		
定員	就労継続支援 A 型 20名 就労継続 B 型 20名		
事業内容	<p>作業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○口腔ケア事業 口腔ケア用具の接着加工、袋詰め(口腔内の清拭用具) ○縫製事業 自動車部品の縫製 ○木工事業(期間作業) 絵馬の加工(製材、型切り、穴あけ、面取り、箱詰め) ※各作業は、部材の納品、加工、製品、箱詰め、出荷と一連の作業工程となります。 ○清掃作業 関係施設の清掃作業 ○自動車部品事業 自動車部品のテープ貼り、建具部品組立 		

事業内容	支援内容 ○就労支援(仕事の提供及び確保、技術等の支援、実習先紹介及び受入先の確保) ○相談支援(職業生活等の相談、助言) ○食事提供支援・移送サービス
メッセージ・特徴	障がい者就労センター三次の就労継続支援A型では、雇用契約に基づいて最低賃金を保障し、備北福祉会の『準職員』として働くこととなりますので、一定の作業能力、利用日数が要求されます。 また就労継続支援B型では、生活のリズムの調整、働く意欲を少しずつ高めていきたい方に利用していただくことができます。 職業指導員、生活支援員が一人ひとりの特性や作業能力を把握しながら、自立した生活を営むことができるように設定した目標に向けて支援を行ないます。

名称	就労支援事業所 晴ればれ	施設マップ 番号 13
住所	〒728-0025 三次市粟屋町 1731 番地	
電話 FAX	(0824)62-1086 (0824)62-1086	
メール	harebare_sinwa @yahoo.co.jp	
開所日 時間	月曜日～金曜日 9:30～15:00 土曜日 9:30～15:00(不定期) (原則として祝日、8/14,15、12/29～1/3 を除く)	
対象	知的・精神・身体障害	
定員	就労継続支援 B 型事業 20 名	
事業内容	・Café 晴ればれ の運営 調理補助、接客、清掃等 ・三次病院、介護医療院ほのぼの内作業 モップ掛け、拭き掃除等の清掃作業 ・屋内作業 事業所内での軽作業	
メッセージ・特徴	当事業所では、病気や障害がありながらも、その人がその人らしく人生を歩んでいくため、利用者様それぞれの希望に寄り添う支援を目指し、利用者様の支援をさせて頂いています。 たくさんの作業の中から、ご自身にあった作業と一緒に考え、取り組んでいくことができます。作業時間や日数等の制限もありません。 また、医療法人新和会 三次病院との連携があり、精神医療、障害福祉サービス経験のある有資格者(看護師、作業療法士、社会福祉士等)もおりますので、安心してご利用ください。	

名 称	指定就労継続支援A型事業所 未来ファーム	施設マップ 番号 38
住 所	〒728-0021 三次市三次町 346 番地 3	
電 話 FAX	(0824)69-0600 (0824)63-8899	
メール	mirai-consultant @outlook.com	
開所日 時間	月曜日～金曜日(GW、お盆、年末年始は休み) ※基本土曜日は休みですが、出勤カレンダーにより月1～3回 出勤の場合があります。 営業時間(サービス利用時間):8時30分～16時00分	
対象	<p>○特別支援学校等を卒業し、就労を希望するが、一般就労に必要な体力や職業能力が不足している方。</p> <p>○一般就労していたが、体力や能力等の理由で離職し、再就労へ向けた能力を高めたい方。</p> <p>○施設を退所して就労を希望するが、一般就労するために必要な体力や職業能力が不足している方。</p> <p>○身体障害・知的障害・精神障害等のある方で、「障がい福祉サービスの受給者証」を持っている方。</p>	
定員	就労継続支援A型 10名	
事業内容	<p>作業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農作業補助作業 米、キャベツ、玉ねぎ等の栽培補助作業 ○屋内清掃作業 ホテルやマンションの清掃作業 ○剪定、草刈り及び除草剤散布作業 <p>支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就労支援 ○相談支援 	
メッセージ・特徴	<p>一般の会社で働くことが困難な方に対し、当事業所と雇用契約(最低賃金を保障)を結んだ上で、就労機会の提供や生産活動の提供並びにその他就労に必要な知識や技術の向上に必要な訓練等の支援を行います。</p> <p>訓練を通し、知識や技術を高め自信が得られた方には、他の関係機関(ハローワーク等)と連携を図りながら、一般就労へ向けた支援を行います。</p>	



名 称	就労継続支援 B 型事業所 ゆうしゃいん三次		施設マップ 番号 26
住 所	ゆうしゃいん三次(主たる事業所) 〒728-0006 三次市畠敷町 238 番地 1 YCC(従たる事業所) 〒729-4211 三次市吉舎町吉舎 578 番地 4	 	
電 話	ゆうしゃいん三次(主たる事業所) (0824)68-0344 (0824)68-1344		ゆうしゃいん三次
FAX	YCC(従たる事業所) (0824)43-3138 (0824)43-2646		YCC
メール	miyoshi @yuukifukushikai.com		
開所日 時 間	月曜日～金曜日(都合により曜日を変更する場合あり) 9時30分～16時00分		
対 象	知的・精神・身体障害者		
定 員	20名(内従たる事業所10名)		
事業内容	<p>就労継続B型事業 継続的な生産活動の場を提供します。又、就労への移行に向けた支援も行います。従たる事業所として「YCC」(定員 10 名)では車両管理等を中心として工賃アップをめざした支援を行っています。</p> <p>就労内容 清掃営繕事業⇒事業所内外清掃営繕、資源物の回収 販売事業⇒イベント出店、クリーニング等 車両管理(YCC)事業⇒車両整備、車両清掃、タイヤ交換管理等 手しごと事業⇒製品製造(布製品、手芸小物)、 下請け事業等(袋詰め、シール貼り等)</p> <p>※その他、ゆうしゃいんグループ(ともいきの里、みとう温泉、コージーガーデン)と連携をして就労事業を推進しています。</p>		
メッセージ・特徴	<p>子どもからお年寄りまで、また、障害や年齢に関係なくさまざまな方に利用していただける「まるごと福祉」拠点です。 多種目の就労活動を通じ、働く喜びをわかちあうことで、あなたが輝くことができるご利用者中心主義のソフトケアをめざします。</p>		

名 称	コージーガーデン 就労継続支援 B 型・生活介護・就労移行支援事業所		施設マップ 番号 35
住 所	〒729-6211 三次市大田幸町 10266 番地 4		
電 話 FAX	(0824)66-3555 (0824)66-2839		
メール	cozy@yuukifukushikai.com		
開所日 時 間	就労継続支援 B 型 日曜日～土曜日 9 時 30 分～16 時 00 分 生活介護・就労移行支援 月曜日～土曜日 9 時 30 分～16 時 00 分		
対 象	知的・精神・身体障害者		
定 員	就労継続支援 B 型事業所(20 名) 生活介護事業所(20 名) 就労移行支援事業所(6 名)		
事業内容	<p>就労継続支援B型事業 継続的な生産活動の場を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労内容 <ul style="list-style-type: none"> 食べ事事業⇒カフェレストランにて接客、調理補助等、パンの製造販売 清掃営繕事業⇒事業所周辺の清掃営繕 里山事業⇒野菜の集配、農作業、草刈り作業、剪定作業、トマト「あかまるこ」のハウス栽培 <p>ゆうしゃいんグループ(ともいきの里、みとう温泉、ゆうしゃいん三次)と連携をして就労事業を推進しています。</p> <p>生活介護事業 心身機能の維持・向上を目指したサービスを提供します。社会活動へ積極的に参加することで日常生活の自立を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援内容 <ul style="list-style-type: none"> 食事介助、入浴介助、創作活動、個別活動、作業訓練など <p>就労移行支援事業 一般就労を希望される方に就業訓練などのサービスを提供しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援内容 <ul style="list-style-type: none"> 事業所内作業、体力づくり、施設外就労、企業における実習、職場探し、職場定着支援など 		
メッセージ・特長	イングリッシュガーデン風の庭にパン工房とレストラン。そこは誰もが集える癒しの庭。子どもからお年寄りまで、障害を持つ人もそうでない人も、地域と関わりながらお互いが支え合っていることを実感できる場所。いつも元気な笑顔でお迎えします。		

名 称	社会福祉法人 育芽会 三次共同作業所		施設マップ 番号 28
住 所	〒728-0017 三次市南畑敷町 342 番地 3		
電 話 FAX	(0824)63-2963 (0824)63-2963		
メー ル	ikugakai @muse.ocn.ne.jp		
ホームペー ジ	http://ikugakai.jp/ 三次共同作業所で検索		
開所日 時間	月曜日～金曜日(三次共同作業所カレンダーによる) 9時00分～15時00分		
対 象	障害区分なし		
定 員	20名		
基本方針	福祉的就労の場であることを理解し、働く喜び及び利用者 どうしの協力をすることの大切さを学ぶと共に、基本作業 (品質・納期)及び5S 管理(整理・整頓・清掃・清潔・習慣)など への教育を行う。		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○環境事業 廃品回収 (回収品の仕分け作業など) ○委託事業 下請け作業 (自動車・電子部品等組立、薪割り作業など) ○農作事業 作物栽培 (唐辛子、ニンニク栽培の作業など) ○バザー事業 オリジナル製品販売 (バザーによる飲食販売) 		
メッセージ・特徴	<p>障害の程度を超え「働きたい」、「話したい」という要求を 持つ障害者(児)に労働と話す場を提供し、働く喜びと生き がいを与えられる居場所を目的とします。</p> <p>また、リクリエーション(スポーツ・文化活動)などで個々 の可能性を活かす社会交流参加の促進を図っています。</p>		

名 称	夢工房ねむの木(就労継続支援B型事業所)		施設マップ 番号 42
住 所	〒729-4101 三次市甲奴町本郷 1215 番地 1 甲奴駅より徒歩10分 三次市内より車で約40分 尾道松江道甲奴 IC より車で 10 分		
電 話 FAX	(0847)67-5051 (0847)67-2080		
メール	arakusa-nemunoki @r3.dion.ne.jp		
開所日 時間	月曜日～金曜日(土曜日開所の場合あり) 8時30分～17時30分(変更あり) ※土、日、祝祭日、お盆、年末年始は休み		
対象	障害種別は問いません。		
定員	就労継続支援B型事業 40名		
事業内容	就労継続支援B型事業 ○レストランの運営(調理、接客等) ※レストランは「三次市地産地消の店」に認定されています。 ※営業日:月～金曜日 ランチタイム:11時30分～14時(ラストオーダー13時45分) ティータイム:14時～16時(ラストオーダー15時30分) ○高齢者・障害者配食サービス事業(調理、配達) (三次市配食サービス事業を含む) ○給食弁当製造(調理、配膳等) ○惣菜製造(調理・販売) ○その他 レクリエーション活動 一泊旅行、温泉、花見、外食、カラオケ、スポーツ、映画鑑賞 など		
メッセージ・特徴	当法人(社会福祉法人あらくさ)は、どんな障害があっても「働きたい」、「友達がほしい」、「地域で安心して暮らしたい」等の願いや、思いを大切にしたい取り組みを目指しています。 利用者一人ひとりにしっかりと目を向け、生活の主体者として自立できるように支援をします。		



名 称	生活訓練事業所これから		施設マップ 番号 6
住 所	〒728-0012 三次市十日市中一丁目 6-14 健康壱番館ビル 2 階		
電 話 FAX	電話 0824-53-1122		
メール	recosupo2022@gmail.com		
開所日 時間	月・火・水・木・土曜日(お盆、年末年始は休み) 営業時間 9:00~16:15 開所時間 10:00~15:00		
対象	<p>各市町が発行する「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けた方</p> <p>※自立訓練(生活訓練)は対象者が知的障害、精神障害(発達障害含む)の方となります。</p>		
定員	20 名		
事業内容	<p>生活訓練は病気や障害により低下した日常生活能力を高め、より豊かな暮らしをするための学びや練習の場です。</p> <p>具体的には、「パソコンやスマホを学ぶ」「コミュニケーションの練習」「美文字講座」「調理活動」「ビジネスマナーを学ぶ」など、生活力アップを目指した活動をしています。</p>		
メッセージ・特徴	<p>備北地域では唯一の自立訓練(生活訓練)事業所になります。</p> <p>過去へのとらわれの時間を、今これからの時間に費やすことで、ご自身の生活力、人生力を高めていきませんか。</p> <p>居場所のない方、何かを学びたい方、練習して自信をつけたい方、あなたの未来へのその「一歩」を応援します！</p>		
ホームページ	https://recosupo.net/		


名 称	あらくさ (生活介護事業所・日中一時支援事業所)		施設マップ 番号 45
住 所	〒729-4101 三次市甲奴町本郷 11584 番地 甲奴駅より徒歩10分 三次市内より車で約40分 尾道松江道甲奴 IC より車で 10 分		
電 話 FAX	(0847)67-3410 (0847)67-3439		
メール	arakusa@f2.dion.ne.jp		
開所日 時間	月曜日～金曜日(土曜日開所の場合あり) 8時30分～17時30分(変更あり) ※土、日、祝祭日、お盆、年末年始は休み		
対 象	障害種別は問いません。		
定 員	生活介護事業 20名		
事業内容	生活介護事業 ○農作業(米、野菜作り) ○パン・焼き菓子製造 ○内職 ○創作活動 ○リラクゼーション活動 ○レクリエーション活動 一泊旅行、温泉、花見、外食、カラオケ、スポーツ、映画鑑賞 など		
メッセージ・特徴	当法人(社会福祉法人あらくさ)は、どんな障害があっても「働きたい」、「友達がほしい」、「地域で安心して暮らしたい」等の願いや、思いを大切にしたい取り組みを目指しています。 利用者一人ひとりにしっかりと目を向け、生活の主体として自立できるように支援をします。		



名 称	生活介護事業所 ココみよし 相談支援事業所 ココみよし 日中一時支援事業所 ココみよし	障害者施設マップ 番号 32
住 所	〒728-0022 三次市西酒屋町30番地3	
電 話 FAX	(0824)53-1213 (0824)53-1223	
メール	arigatosan33@gmail.com	
開所日, 時間	生活介護 ココみよし 月曜日～土曜日 9:30～15:30 相談支援事業所ココみよし 月曜日～金曜日 8:30～17:00 日中一時支援事業所ココみよし 月曜日～土曜日 8:30～17:00	
対象	生活介護 ココみよし 各市町が発行する「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けた方 相談支援事業所 ココみよし 身体障害・知的障害・精神障害、障害児及びそのご家族や関係機関	
事業内容	生活介護 ココみよし 入浴(月曜日・水曜日・金曜日)排泄・食事等の支援 週一回 買い物支援及び定期的な外出支援 喀痰吸引等が必要な方の支援も行っています。 送迎は三次市及び近郊の市町・広島市の一部 相談支援事業所 ココみよし 障がい者(児)等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供および助言等を行います。地域のさまざまな資源を活用しながら「サービス等利用計画」の作成を通じて自己実現に向けた自立生活支援を行います。 障がい児については身近な地域での支援を充実させるため、「障害児支援利用計画」の作成およびモニタリングを定期的に行っていきます。	
メッセージ・特徴	生活介護ココみよし 生活介護事業所ココみよしでは、小さな事業所ならではのアットホームな雰囲気の中、週 3 回の入浴、買い物やお出かけなど個々のニーズに応じた支援を行っています。 相談支援事業所ココみよし 障がいのある方が住み慣れた場所で安心して暮らしていけるような支援をめざします。 いつでもお気軽にご相談ください。	


名 称	短期入所事業所 ココネル		施設マップ 番号 33
住 所	〒728-0016 三次市四拾貫町812番地 6		
電 話 FAX	(0824)53-1213 (0824)53-1223		
メール	arigatosan33@gmail.com		
開所日 時間	月曜日～水曜日 / 木曜日～金曜日 16時30分～翌9時00分		
対 象	身体・知的・精神障害者の方でお住まいの地域で短期入所の支給決定を受けられた方		
定 員	5名 4人部屋 1室 個室 1室		
事業内容	<p>在宅での介護を行う家族様等のご病気、その他の理由により短期間の入所を必要とする方が一時的に入所して頂き、日常生活のお世話をさせていただきます。</p> <p>ご利用をされる方のイメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護を行う家族様のご病気や自宅での介護を続けるために休憩をするためのご利用 ・外出予定のある日のご利用 ・一人暮らしで少し自分を休ませたい方 		
メッセージ・特徴	<p>アットホームな雰囲気の中、少人数で楽しく過ごして頂けるよう心がけています。</p> <p>落ち着いて過ごして頂けるように、お気に入りの物の持ち込みは可能です。Wi-Fi 環境の提供も行っております。</p> <p>急なご利用時に本人様が困らないように体験利用を行っておりますので、お気軽にご相談ください。</p> <p>連絡をお待ちしております。</p>		




名 称	地域活動支援センター ふらっと ふらっと相談支援事業所		施設マップ 番号 43
住 所	〒729-4101 三次市甲奴町本郷 1215 番地1 甲奴駅より徒歩10分 三次市内より車で約40分 尾道松江道甲奴ICより車で10分		
電 話 FAX	(0847)67-5052 (0847)67-2080		
メール	arakusa-flat @r7.dion.ne.jp		
開所日 時間	<p><地域活動支援センターふらっと> 原則として月曜日～金曜日 8時30分～17時30分 ※土曜日・日曜日・祝祭日・お盆・年未年始は休み ただし、土、日にレクリエーション活動を実施することがあります。</p> <p><ふらっと相談支援事業所> 原則として月曜日～金曜日 8時30分～17時30分 ※土曜日・日曜日・祝祭日・お盆・年未年始は休み</p>		
対象	三次市在住の障害のある方。障害種別は問いません。		
事業内容	<p><地域活動支援センターふらっと> ○平日の夕方は、憩いの場(フリースペース)の提供。 ○火曜日、金曜日は15時30分～17時00分に、カラオケ、スポーツ、ふらっと新聞作り、おやつ作り、その他お楽しみ活動を実施します。</p> <p><ふらっと相談支援事業所> ○障害者(児)の相談等に応じ、必要な情報の提供および助言を行います。 ○障害者(児)の福祉サービス利用に関する相談に応じ「サービス等利用計画」の作成を行います。</p>		
メッセージ・特徴	<p>当法人(社会福祉法人あらくさ)は、どんな障害があっても「働きたい」、「友達がほしい」、「地域で安心して暮らしたい」等の願いや、思いを大切にしたい取り組みを目指しています。</p> <p>利用者一人ひとりにしっかりと目を向け、生活の主体者として自立できるように支援をします。</p>		


名 称	地域活動支援センター かぜくさ		施設マップ 番号 22
住 所	〒728-0013 三次市十日市東四丁目 11 番 3 号		
電 話 FAX	(0824)65-1305 (0824)65-1305		
メール	kazekusa @cosmos.ocn.ne.jp		
開所日 時間	月曜日～金曜日 8 時 30 分～17 時 00 分		
対 象	障害種別 肢体不自由・言語機能障害・視覚障害・内部障害等		
定員	40 名		
事業内容	○三次紙太鼓の製作・販売 ○野草茶の製造・販売 ○草刈り等作業		
メッセージ・特徴	<p>作業は自分の出来る工程を無理なくマイペースで出来ます。午前は生産的活動、午後はパソコンの活用等(インターネット、音声ガイダンスによる操作など)の活動をしています。10 時～15 時の時間帯に多く利用されていますが、午前だけ、午後からなど自分の生活リズムに合わせて利用できます。月間を通して 5 日以上の利用を目標にしています。</p> <p>場所はサングリーンから歩いて 4～5 分、三次市の中心部に位置し、買物などとても便利な場所です。</p> <p>生産的活動で黒字ができれば、その月の各自の通所日数の割合で配分します。</p> <p>○仕事は、それぞれのできることをできる分だけ ○かたくるしい制約のない自由な雰囲気の中で ○お互いを認め合い、尊重しあう好ましい間柄に ○10 時と 15 時のティータイムは全員そろってなごやかに ○通所を希望される方、見学をご希望の方は気軽にご連絡ください。通所は、自力での通所が基本です。送迎・見学はご相談ください。定員を超える場合等は、希望に添えない場合があります。</p>		



名 称	特定非営利活動法人 ともえ三次工房		施設マップ 番号 29
住 所	〒728-0006 三次市畠敷町1351番地10		
電 話 FAX	(0824)62-1686 (0824)62-1686		
メール			
開所日 時間	月曜日～金曜日(土曜日・日曜日・祝祭日は休み) 9時00分～12時00分 13時00分～15時00分		
対象	○個々のペースでのんびりと日中を過ごされたい方。 ○友達づくりや情報交換の場として、ご利用ください。		
定員	19名		
事業内容	○自動車製品のバリとり(内職)、アルミ缶のリサイクル等の軽作業。 ○レクリエーションとして、一日旅行、カラオケ、料理、手芸など行なっています。		
メッセージ・特徴	家庭的な雰囲気の小さな作業所です。随時、見学を受け付けています。 ご希望の方は、お気軽にご連絡ください。おまちしております。		

名 称	NPO法人「ジョイジョイワーク第3作業所」		施設マップ 番号 16
住 所	〒728-0021 三次市三次町 2054 番地 1		
電 話	(0824)63-0209		
メール			
開所日 時間	月曜日～金曜日(土曜日・日曜日・祝祭日を除く) 9時00分～14時00分		
対象	身体・精神・知的障害者		
事業内容	空き缶、ペットボトル、紙(新聞、チラシ、雑誌等)の資源リサイクル回収作業をしています。 ※送迎も行っています。(要相談)		


名 称	児童発達支援センターバンビ 子鹿障害児等療育支援事業所		施設マップ 番号 15
住 所	〒728-0025 三次市粟屋町 11604 番地 1		
電 話 FAX	(0824)62-1211 (0824)62-1225		
メール	banbi@p1.pionet.ne.jp		
開所日	月曜日～土曜日（祝日、お盆、年末年始は休み）		
バンビ対象児	児童発達支援、放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 通所受給者証の交付を受けた幼児から小学生まで		
バンビ定員	児童発達支援:20名/日 放課後等デイサービス:10名/日		
バンビ事業内容	<p>子どもたちが、人との関わりの中で自分らしさを見つけ、生活していくために必要な力を習得するための、総合的な支援を行います。</p> <p>保護者に子どもの変化や見通しを伝え、前向きに子育てができるよう支援します。</p> <p>○児童発達支援</p> <p>①1日通所 よつばグループ 月～金 9:00～15:00 送迎・給食あり</p> <p>②2時間教室 たんぽぽグループ 保護者による送迎必要・給食なし</p> <p>月 9:30～11:30（親子） 火 9:30～11:30（親子） 水 9:30～11:30（幼児） 13:30～15:30（幼児） 木 9:30～11:30（親子） 金 9:30～11:30（幼児） 13:30～15:30（幼児）</p> <p>○放課後等デイサービス(小学生対象) 土 9:30～11:30 13:30～15:30</p> <p>○保育所等訪問支援</p> <p>○ふれあい広場(子育て支援)☆予約が必要です。 無料開放 第1月曜日 14:00～15:30</p>		
子鹿障害児等 療育支援事業所 事業内容	<p>○児童発達支援センター等機能強化事業(広島県委託)</p> <p>○指定相談支援事業・指定障害児相談支援事業(三次市委託)</p> <p>○発達外来や療育相談会を定期的に開催し、在宅の障害児者保護者からの相談をお受けしています。</p>		
メッセージ	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者勉強会や研修会を行い、保護者と一緒に発達障害について学習しています。 ・保護者同士が、日頃の悩みを相談できる交流の場所の提供をしています。 <p>※予約が必要なものがありますので、事前にお問い合わせ下さい。</p>		

名 称	三次アカデミー日中一時支援事業所		施設マップ 番号 14
住 所	①子鹿医療療育センター内 三次市粟屋町11664番地 ②児童発達支援センターバンビ内 三次市粟屋町11604番地1		
電 話	①子鹿医療療育センター (0824)63-1151 (0824)62-1933		
FAX	②児童発達支援センターバンビ (0824)62-1211 (0824)62-1225		
メール	kojika@p1.pionet.ne.jp		
開所日, 時間	① 子鹿医療療育センター 月曜日～土曜日 15時00分～18時00分 ② 児童発達支援センターバンビ 月曜日～土曜日 15時00分～18時00分 (祝日・お盆・年末年始は休み)		
対象	各市町が発行する三次市日中一時支援事業の交付を受けた方		
定員	22名(2か所の事業所を合わせて)		
事業内容	①子鹿医療療育センター ・障害児(者)通所事業所ウイズワンのご利用の他、18歳以上の他の通所施設利用者の方の見守り支援及び保護者の就労支援を目的としています。 ②児童発達支援センターバンビ ・児童発達支援センターバンビの利用児を対象に、教室後の余暇支援及び保護者の就労支援を目的としています。		
メッセージ・特徴	・子鹿医療療育センターと児童発達支援センターバンビの2か所に分けて実施しています。		




名 称	放課後キッズ 楽喜(ラッキー)		施設マップ 番号37
住 所	〒728-0017 三次市南畑敷町 488 番地 3 (R184 からユーホー駐車場手前を左に入る)		
電 話	0824-63-5611		
FAX	0824-65-2540		
携帯	070-2355-0873		
メール	rakki20151224@yahoo.co.jp		
開所日, 時間	月曜日～金曜日 14時00分～18時00分 土曜日 9時30分～15時30分 春・夏・冬 長期休暇中 9時00分～17時00分 休日は日・祝日・長期休暇中のみ土曜日・年始年末・お盆		
対象	通所受給者を交付された小学1年生から高校3年生		
定員	10名		
事業内容	放課後等デイサービス		
メッセージ・特徴	◎学校・ご自宅の送迎致します。(但し、片道30分まで) ◎ホール・個室2・和室スペース1・トイレ2・キッチン・バリアフリー 2023年5月西酒屋町から移転しています。 ご見学をお待ちしています。(お問い合わせは平日12:30～)		

名 称	こども発達支援センター すまいる		施設マップ 番号 8
住 所	〒728-0025 三次市粟屋町 949 番地2 粟屋西自治交流センター内 三次市子育て支援部 子育て支援課 こども発達支援係		
電 話	(0824)62-2776		
FAX	(0824)62-2776		
メール	kosodate @city.miyoshi.hiroshima.jp		
開所日 時間	月曜日～金曜日 (祝祭日及び、12月29日～1月3日を除く) 8時30分～17時15分		
事業内容	未就学のお子さんを対象に発達に関する相談や親子通所教室(愛称:すまいる)を行っています。お子さんの健やかな育ちを支援しています。		


名 称	スマイルのお家みよし	施設マップ 番号 25
住 所	〒728-0014 三次市十日市南七丁目 9 番 25 号	
電 話 FAX	(0824)63-1141 (0824)63-1181	
メール	smilejdmiyoshi_1225 @yahoo.co.jp	
開所日	月～土曜日 長期休暇中(春休み・夏休み・冬休み)	
時間	16 時 00 分～17 時 00 分(平日) (土曜日・長期休暇中は 10 時 00 分～16 時 00 分)	
対象	「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けた小学生から高校生まで。	
定員	10名	
事業内容	放課後等デイサービス	
メッセージ・特徴	スマイルのお家みよしでは、友達と一緒に遊びや活動を通じてコミュニケーションを図り、集団活動への参加、自立へ向けた支援を行っています。 ご自宅、学校等への送迎も行っておりますので、ぜひ一度見学にいらしてください。	




名 称	キッズさぽーと yui	施設マップ 番号 30
住 所	〒728-0006 三次市畠敷町22番地4	
電 話 FAX	(0824)55-6664 (0824)55-6646	
メール	tomoniwaraeru @outlook.jp	
開所日 時間	月～金 9:00～18:00(一時保育、日中一時支援) 月～金 13:00～18:00(放課後等デイ) 土 9:00～16:00(児童発達支援) 土 9:00～16:00(日中一時支支援) 夏休みなど休校日 月～金 10:00～18:00(放課後等デイ) ※祝祭日は休み	
対象	1歳～12歳(一時保育) 1歳～(日中一時支援) 2歳～6歳(児童発達支援) 6歳～18歳(放課後等デイ)	
定員	一時保育 3名 日中一時支援 6名 児童発達支援10名 放課後等デイ10名	
事業内容	○一時保育 ○障害児(者)日中一時支援 ○児童発達支援 ○放課後等デイサービス	
メッセージ・特徴	利用時間については、ご相談に応じます。年齢や障害のあるなしにかかわらず、どんなお子さまも「ともに笑い、喜び、ときには助け、励まし合える仲間づくり」を目指していきます。 「集団になじみにくい、席についてられない、注意があちこちの向きやすい、集中しにくい」お子様を対象としています。 集団活動を通してルールやマナーなど人のかかわり方を身につける、他者と自分の違いに気づく、コミュニケーションの力を豊かにするなどのお手伝いをさせていただきます。	

名称	結	施設マップ 番号 31
住所	〒728-0006 三次市畠敷町22番地2	
電話 FAX	(0824)69-0567 (0824)69-0568	
メール	yuiyui8@outlook.jp	
開所日 時間	月～金 13:00～18:00(放課後等デイ) 土曜日 9:00～16:00(放課後等デイ) 夏休みなど休校日 月～金 10:00～18:00(放課後等デイ) ※祝祭日は休み	
対象	6歳～18歳(放課後デイ)	
定員	10名	
事業内容	○放課後等デイサービス	
メッセージ・特徴	<p>年齢や障害のあるなしにかかわらず、どんなお子さまも「ともに笑い、喜び、ときには助け、励まし合える仲間づくり」を目指していきます。</p> <p>「言葉が出にくい、話せるけどうまく表現できないなど自分の考えや気持ちの発信が苦手な」お子さまを対象としています。本人が感じていること、伝えたいと思っていることを言葉に変えて確認し、表現力を豊かにするお手伝いをさせていただきます。</p>	




名 称	三次病院 精神科デイトケア あすなろ		施設マップ 番号 10
住 所	〒728-0025 三次市粟屋町 1731 番地		
電 話 FAX	(0824)63-1906 (0824)63-1906		
メール	daynight_asunaro @yahoo.co.jp		
開所日 時間	デイトケア 月・火・金曜日 9時15分～18時45分 デイケア 水・土曜日 9時15分～15時15分		
対象	精神科に通院している方(認知症は除く)		
定員	○デイトケア 30名 ○デイケア 50名		
事業内容	○精神科通院医療としてのデイ・ホスピタルの機能 ○創作活動、レクリエーション、就労前訓練など		
メッセージ・特徴	<p>おしゃべりや相談などの交流をしたり、いろいろな創作活動、学びや余暇活動を通して、同じ悩みを持つ仲間に出会い分かち合ったり、楽しい時間を一緒に共有して気分転換や新しいことが挑戦できる場所として日中活動にご活用ください。</p> <p>看護師、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師が、利用者の皆様の意義ある時間になるよう、また安心して過ごせる居場所として、日常生活を送るために必要な力を身につけ成長をするためのサポートを行っています。</p> <p>どうぞ、見学におこしください。職員一同、皆様をお待ちしております。</p>		






名称	相談支援事業所 おおぞら		施設マップ 番号 12
住所	〒728-0025 三次市粟屋町1731番地		
電話 FAX	(0824)62-2888 (0824)62-1931		
メール	ozrsoudan@gmail.com		
開所日 時間	月曜日～金曜日 9時～17時		
対象	身体障害・知的障害・精神障害の方、及びそのご家族や関係者		
事業内容	<p>○計画相談支援 障害福祉サービスを利用する際に作成する「サービス等利用計画」の作成。</p> <p>○普段の暮らしの中での困りごとや話してみたいこと等、何でもご相談ください。</p>		
メッセージ・特徴	平成 26 年 5 月より医療法人新和会にて開設され、病院施設内に併設しています。病院受診の際にはあわせて利用していただきたいと思います。また、地域で生活されている方どなたでもお待ちしております。		




名 称	三次市障害者支援センター (三次市基幹相談支援センター)		施設マップ 番号 19
住 所	〒728-0013 三次市十日市東三丁目 14 番 1 号 三次市福祉保健センター2 階	  	
電 話 FAX	(0824)65-1131 (0824)65-1132		
メー ル	support @p1.pionet.ne.jp		
ホー ムペ ー ジ	https://houkatsu- miyoshi.org/		
開所日 時 間	月曜日～金曜日 (土曜日・日曜日・祝祭日及び、12月29日～1月3日を除く) 8時30分～17時15分 ※時間外でも電話相談を受けています。		
対 象	身体障害・知的障害・精神障害・発達障害などあらゆる障害や難病の方、及びその家族		
事業内容	<p>「あなたと社会をつなぐ」を基本理念に、障害者本人、及びその家族の暮らしの中での困りごとや悩みごとなど、当事者の生活全般に関する総合相談をお受けし、問題解決のための各関係機関との連携やニーズに合わせたコーディネート、訪問、代行、状況確認を行なっています。相談支援専門員が個別のサービス等利用計画作成などを行います。</p> <p>また、いろいろな人と交流できるサロン・ソーシャル活動を行っています。</p> <p>2023年4月からは、三次市の基幹相談支援センターとして、相談支援の中核的な役割を担っています。</p>		
メッセージ・特徴	<p>同じ障害を持つ仲間の話がしたい…、みんなと交流がしたい…福祉サービスを利用したい…、仕事がしたい…など、障害者(児)に係るあらゆる情報発信を進めています。また、事業・イベント等を通して市民啓発を進めています。</p> <p>三次市障害者支援センターでは、社会福祉士、精神保健福祉士他、相談支援専門員、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)及び、精神障害者支援の障害特性と支援技法研修修了者を配置しています。</p> <p>YouTubeやインスタグラムでも情報発信しています。</p>		
	   		


名 称	三次市生活サポートセンター		施設マップ 番号 19
住 所	〒728-0013 三次市十日市東三丁目 14 番1号 三次市福祉保健センター内		
電 話 FAX	(0824)65-1180 (0824)62-6827		
メール	seikatsu-shien @p1.pionet.ne.jp		
開所日 時間	月曜日～金曜日 (土曜日・日曜日・祝祭日及び、12月29日～1月3日を除く) 8時30分～17時15分		
対象	現に生活に困窮し、最低限かつ安定した生活を維持することができなくなるおそれのある方。 ※生活保護受給者を除く。		
事業内容	生活を維持するなかで困っている要因を明確化させ、解決に向けて一緒に目標を立てます。 その目標に向け自立支援プランを作成し、プランに沿って課題解決のお手伝いをします。 必要に応じ、公共機関や各種専門機関と協力し、本人の「自立したい」という気持ちをサポートします。		
メッセージ・特徴	生活困窮者自立支援法を根拠としたセンターです。 「対象になるかどうかわからない」「こんな相談は聞いてもらえるのか」等お悩みの方も、まずは一度ご連絡ください。		




名 称	備北障害者就業・生活支援センター		施設マップ 番号 19
住 所	〒728-0013 三次市十日市東 三丁目 14 番1号 三次市福祉保健センター内	 	
電 話 FAX	(0824)63-1896 (0824)63-1897		
メー ル	info @bihokucenter.com		
開所日 時 間	月曜日～金曜日（土曜日・日曜日・祝祭日は休み） 8時30分～17時00分		
対 象	三次・庄原周辺にお住まいの障害のある人で、就労意欲がある人はどなたでも利用することができます。		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○三次市・庄原市に在住の障害のある人の就労に関する相談・支援 ○企業実習の斡旋や就職、職場定着のための支援 ○就職後の生活相談 ○事業主に対する障害者雇用の推進と雇用に関する相談、助言等 ○関係機関との連携を図るための連絡会の定期的な開催等 		
メッセージ・特徴	<p>《障害のある方へ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○働きたいけど自信がない ○このままでは将来が不安 ○自分にあった仕事をしたい。 <p>このような仕事や生活について、あなたのお話をお聞きして、就職活動を支援します。</p> <p>《企業の方へ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業主と障害のある方の架け橋になります <p style="text-align: center;">働く喜びをともに見つけましょう</p>		
ホームページ	http://care-net.biz/34/bihoku-c/		

名 称	ハローワーク三次(三次公共職業安定所)	施設マップ 番号 21
住 所	〒728-0013 三次市十日市東三丁目4番6号	
電 話 FAX	(0824)62-8609 (0824)62-1859	
メール		
開所日 時間	月曜日～金曜日(土曜日・日曜日・祝祭日は閉庁します) 8時30分～17時15分	
事業内容	<p>ハローワークは求人募集や職業紹介など、雇用に関する総合的な行政サービスを提供する公的機関です。</p> <p>仕事を探している方には、それぞれきめ細やかな相談・カウンセリングを行ないながら職業紹介をしています。失業している方には、雇用保険の給付や職業訓練のあっせんなどを行なっています。</p> <p>企業の方には、求人を受け付けてニーズに合った人材を紹介するとともに、雇用維持の努力をする企業や、高齢者、障害者、母子家庭の母等の就職困難な方を雇い入れる企業に対して助成金を支給しています。</p>	
メッセージ・特徴	<p>障害のある方の就職に関する相談、就職後のアフターケアなど一貫した各種支援を行っていますので、お気軽にご相談ください。</p> <p>ハローワークのサービスは無料で受けられます。</p>	



名 称	三次市障害児生活訓練事業 (三次市社会福祉協議会)		施設マップ 番号 19
住 所	〒728-0013 三次市十日市東三丁目 14 番 1 号 三次市福祉保健センター内		
電 話 FAX	(0824)63-3340 (0824)62-6827		
メー ル	mycity3 @ca.wakwak.com		
開所日 時 間	小中学校・特別支援学校の長期休業日の期間 8時 00 分～18時 00 分 (土曜日、日曜日、祝日、お盆、12月29日から翌年1月3日を除く) 会場は三次市福祉保健センター4階ふれあいホール		
対 象	市内に居住する概ね満6歳から満18歳までの在宅の知的障害児・ 身体障害児等		
事業内容	<p>学校が長期休業中(夏休み・冬休み・春休み)に在宅の障害児等の生活の安定と、充実した生活が送れること、および保護者の就労支援を図ることを目的に実施します。</p> <p>一日の生活内容は、介助員の支援によりホール内での見守りや昼食介助、隣接の図書館利用、散歩、DVD鑑賞、ゲームなどです。</p> <p>利用料金は、1回当たり5時間未満280円、5時間以上560円です。(利用者負担額上限あり)</p>		
メッセージ・特徴	子どもさんの障害の内容に応じて、支援していけるように努めています。		




名 称	点字・声の広報等発行事業 (三次市社会福祉協議会)		施設マップ 番号 19
住 所	〒728-0013 三次市十日市東 三丁目 14 番 1 号 三次市福祉保健センター内		
電 話 FAX	(0824)63-3340 (0824)62-6827		
メール	mycity3 @ca.wakwak.com		
事業内容	<p>利用料金は無料。 市内に居住する視覚障害者の方を対象に、「広報みよし」「議会だより」「みよし社協だより」等を録音したテープ・CD をご自宅へ郵送します。 点字は「ほおずきだより」、「図書館だより」等を点字に訳してご自宅へ郵送します。 どちらも希望の方は郵送先の登録が必要です。</p>		
メッセージ・特徴	「三次朗読奉仕者友の会」、「三次点訳サークルほおずき」のボランティアさんのご協力により実施しています。		

名 称	手話通訳者派遣事業 (三次市社会福祉協議会)		
事業内容	市内に居住する聴覚障害者等で手話通訳希望の方を対象に研修、講演会、通院時等で話している内容を手話で伝えます。事前に希望される日時の申し込みが必要です。(通訳者の派遣が難しい場合は、日程調整等のお願いをすることがあります)		
メッセージ・特徴	料金は無料。 三次市内の手話通訳者さんのご協力により実施しています。 お気軽にご相談下さい。		


名 称	要約筆記奉仕員派遣事業 (三次市社会福祉協議会)		
事業内容	市内に居住されている聴覚障害者を対象に、官公庁、団体等での研修、講演会などで講師が話している内容を要約し、文字として伝えます。事前に希望される日時の申し込みが必要です。(通訳者の派遣が難しい場合は、日程調整等のお願いをすることがあります)。		
メッセージ・特徴	利用料金は無料。 三次市要約筆記サークル「うかい」のご協力により実施しています。 お気軽にご相談下さい。		

名 称	ふれあい福祉相談(三次市社会福祉協議会)		施設マップ 番号 19
曜日 時間	月曜日～金曜日(祝日・12/29～1/3 は休みます) 8時30分～17時15分		
事業内容	<p>○心配ごと相談</p> <p>○専門相談(介護相談・権利擁護相談)</p> <p>○法律相談(年3回)事前に予約が必要です ※法律相談は13時00分～15時00分 相談のお申し込みは定員になり次第、締め切らせていただきます。時間はお一人30分程度とさせていただきます。</p> <p>○手紙相談 〒728-0013 三次市十日市東三丁目14-1「三次市社会福祉協議会相談室」宛</p> <p>○FAX 相談 (0824)62-6827</p> <p>○電子メール相談 E-mail:fureai-soudan3@ca.wakwak.com</p>		
メッセージ・特徴	<p>家庭内外のトラブルや心配ごと等、広く日常生活上の相談をお受けしています。どこに相談したらいい?という時、ふれあい福祉相談をご利用ください。</p> <p>相談は無料です。秘密は厳守します。</p>		


名 称	福祉用具短期貸出制度(三次市社会福祉協議会)		
開所日 時間	月曜日～金曜日(祝日、12月29日～1月3日除く) 8時30分～17時15分		
対象	<p>三次市に住所を有し、在宅で生活している方で病気・ケガ・術後等により一時的に歩行が困難な方。</p> <p>その他、ご事情がある場合はご相談ください。</p>		
事業内容	<p>ケガなどにより、一時的に身体に障がいを負ったなどに対して、在宅生活や外出時の移動に際して身体的な負担軽減をはかるため、車いすの貸出しをしています。</p> <p>■貸出用具の種類 車いす:介助用、自走用</p> <p>■貸出期間 原則1か月以内</p> <p>■貸出手続き 市社協本所、または支所にて受付 ※認印必要</p> <p>■その他 運搬は借受人で行ってください。 ※貸出台数に限りがあります。</p>		

名 称	生活福祉資金貸付事業 (三次市社会福祉協議会)		施設マップ 番号 19
住 所	〒728-0013 三次市十日市東三丁目14番1号 三次市福祉保健センター内		
電 話 FAX	(0824)63-3340 (0824)62-6827		
メール	momiji @bd.wakwak.com		
開所日 時間	月曜日～金曜日(祝日、12月29日～1月3日除く) 8時30分～17時15分		
対象	障害者世帯 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人の属する世帯 (低所得者世帯・高齢者世帯も該当となります。)		
事業内容	<p>○日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれ、必要な経費を無利子または低金利で貸し付けを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者用自動車の購入に必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・障害者サービス等を受けるのに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 など <p>※広島県社会福祉協議会が貸付審査を行います。審査結果によっては、資金の貸付けができない場合があります。</p>		

名 称	福祉サービス利用援助事業「かけはし」 (三次市社会福祉協議会)		
開所日 時間	月曜日～金曜日(祝日、12月29日～1月3日除く) 8時30分～17時15分		
対象	認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などで判断能力が十分でない方、判断能力に不安のある方		
事業内容	<p>○福祉サービス等の利用手続きや、日常的な金銭管理等のお手伝い。〔利用料 1,500円/1回(2時間程度)〕</p> <p>○通帳や印鑑、証書等のお預かりサービス 〔利用料 1,500円/1か月〕</p> <p>※生活保護を受けられている世帯の人は、お預かりサービス利用料のみ負担をお願いします。</p>		
メッセージ・特徴	困りごとや悩みについて相談を受けます。ご本人の希望をもとに適切な支援計画をつくり、サービスの利用を始めてからも、支援計画を変えたい場合やご心配な点があればいつでも対応いたします。		

名 称	権利擁護センターもみじ (三次市社会福祉協議会)		施設マップ 番号 19
住 所	〒728-0013 三次市十日市東三丁目14番1号 三次市福祉保健センター内		
電 話 FAX	(0824)63-3340 (0824)62-6827		
メール	momiji @bd.wakwak.com		
開所日 時間	月曜日～金曜日(祝日、12月29日～1月3日除く) 8時30分～17時15分		
事業内容	<p>成年後見制度の利用支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 成年後見制度の身近な相談窓口として <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の説明・情報提供 ・申立手続の説明・書類の書き方などの支援 ・親族後見人に対する相談・助言 ・関係機関や法律の専門家との連携など 2. 成年後見制度の説明や相談に出向きます 3. 法人(三次市社会福祉協議会)による後見人等の受任※ 4. 行政機関と連携し虐待の予防および救済に当たります※ <p>※いずれも要件に該当するか審査会で話し合います</p>		
メッセージ・特徴	<p>～こんな時にはご相談ください～</p> <ol style="list-style-type: none"> ① お金の管理ができなくなった ② 大切な書類(通帳・権利書・保険証書)を紛失してしまう ③ 本人がよく分からないまま契約し、訪問販売などで不要な商品を購入してしまう ④ 福祉サービスや、施設・病院への入所・入院の契約がよくわからず困っている ⑤ 将来、自分の判断能力が低下した後の生活のことが心配 ⑥ 子どもに障害があり、親が亡くなった後の子どもの生活が心配など 		




名 称	医療法人新和会 三次病院		施設マップ 番号 9
住 所	〒728-0025 三次市粟屋町 1731 番地		
電 話 FAX	(0824)62-2888 (0824)62-1931		
メール	sinwa340 @jasmine.ocn.ne.jp		
外来診療日 受付時間	月曜日～土曜日(午前中のみ) 午前 9 時 00 分～11 時 30 分		
休診日	日曜日・祝祭日、午後		
診療科目	精神科、歯科		
病床数	精神科 235床 介護医療院 48床		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○精神科デイナイトケア 30名 (月・火) ○精神科デイケア 50名 (水・金・土) ○通所リハほのぼの 15名 ○グループホームやまびこ 14名 ○相談支援事業所 おおぞら ○介護医療院ほのぼの 48名 ○就労継続支援晴ればれ 20名 		
メッセージ・特徴	<p>1.基本理念 誠意ある病院・施設作り。 ホームページを開設しているのでご覧ください。</p> <p>2.アルコール依存症者のための院内例会を開催。 月1回、第4土曜日 午後2時00分～4時00分</p> <p>3.家族会(精神科病院に通院しているご家族) 奇数月に開催</p>		
ホームページ	http://www.sinwakai340.e-doctor.info		

名 称	市立三次中央病院	施設マップ 番号 34
住 所	〒728-8502 三次市東酒屋町10531番地	
電 話 FAX	(0824)65-0101(代表) (0824)65-0150(代表)	
メール	byouin@miyoshi-central-hospital.jp	
外来診療日	月曜日～金曜日	
受付時間	午前 8 時 30 分～11 時 00 分 (再来機受付 7 時 30 分～)※特殊外来は除く	
休診日	土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始(12/29～1/3) (診療科によっては手術などにより、休診日があります。)	
診療科目	内科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・腎臓内科・小児科・外科・糖尿病、代謝内分泌内科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・麻酔科・歯科口腔外科・リハビリテーション科・放射線治療科・放射線診断科・緩和ケア内科・リウマチ膠原病科・血液内科・救急科・病理診断科	
病床数	一般病床 350 床	
メッセージ・特徴	私たちは、地域の皆様から信頼され親しまれる病院をめざします。当院は、急性期医療(手術、入院治療等)及び高度救急医療を担う中核病院です。地域包括ケアシステムの構築に向け、他の医療機関等と連携を強化し、地域完結型医療を推進しています。	



名 称	三次地区医療センター		施設マップ 番号 18
住 所	〒728-0013 三次市十日市東三丁目 16 番 1 号		
電 話 FAX	(0824)62-1103(代表) (0824)62-7341(代表)		
メール	rc@miyoshi.hiroshima. med.or.jp (地域連携・医療相談室)		
外来診療日	月曜日～金曜日		
受付時間	午前 8 時 30 分～午前 11 時 30 分 午後 1 時 00 分～午後 4 時 00 分		
休診日	第2・第4土曜日・日曜日・祝祭日(振替休日を含む) お盆(8/14～8/16) 年末年始(12/29～翌年1/3)		
診療科目	内科・消化器科・循環器科・リハビリテーション科・放射線科		
対象	他院より紹介検査及び予約診察		
病床数	一般病床：49床(内地域包括ケア病床20床) 療養型病床：50床 回復期リハビリテーション病床：50床 人工透析：13床		
事業内容	<p>医師会立病院として、かかりつけ医の先生方からご紹介いただいた患者様の診療・検査等を行なっています。</p> <p>回復期リハビリテーション病棟では、脳卒中や骨折等を発症された患者様に対して、障害の改善や軽減を目指し、在宅復帰を目標とした集中的なリハビリを行なっています。</p> <p>リハビリはH23年4月より365日体制で行なっています。</p>		
メッセージ・特徴	<p>入院中の患者様の後遺障害に関すること、経済的な問題、退院後の生活について等、各関係機関と連携をとりながら御相談に応じています。</p> <p>また、地域からの相談の窓口になっていますので、お気軽にご連絡ください。</p>		

名 称	医療法人微風会 ビハーラ花の里病院		施設マップ 番号 5
住 所	〒728-0001 三次市山家町 605 番地 20		
電 話 FAX	(0824)62-7700 (0824)62-7709		
メール	vihara_hp@yahoo.co.jp		
外来診療日	月曜日～土曜日		
受付時間	午前 9 時 00 分～12 時 00 分 午後 2 時 00 分～ 5 時 00 分 ※土曜日は予約のみ ※新規患者様の受入れは、三次神経内科クリニック花の里で行なっております。		
休診日	日曜日・祝祭日 ※土曜日(歯科)		
診療科目	内科・脳神経内科・リハビリテーション科・放射線科・歯科		
病床数	医療療養病床290床		
メッセージ・特徴	<p>当院は、特に筋萎縮性側索硬化症・パーキンソン病・脊髄小脳変性症等、脳神経内科分野の難病患者様を中心に、脳卒中などの脳血管障害、認知症などの老年医療の治療と療養に携っています。</p> <p>また、当院は基本理念であるビハーラ活動(仏教ホスピス)を提唱し、病める人の心身ともに安らぎの場になるよう、医療・ケアを提供しております。</p>		



障害のある方とその団体

この名簿は、2022年6月1日現在の情報によって三次市および三次市障害者支援センターが作成したものです。

団体の名称	団体の代表者	活動内容	加入対象者	会費など	問い合わせ先
三次市身体障害者協会	会長 添田龍彦	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会議 ・会員向け広報紙の発行 ・各種スポーツ大会への参加 ・会員交流を目的とした軽スポーツ ・障害者福祉大会への参加を兼ねた研修旅行 ・障害者相談員研修など 	<ul style="list-style-type: none"> ・三次市に住む身体障害者手帳をお持ちの方 	行事参加負担金	事務局 三次市十日市東三丁目14番1号 三次市福祉保健センター2階 福祉団体事務局 事務局長 三上 律子 携帯電話 090-9508-0997
網膜色素変性症の会 (視覚障害)	会長 花田敏文	「網膜色素変性症」に限らず、視覚障害者の交流と研修を2ヶ月に1回程度行っています。	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者 ・家族 	行事の都度 300円程度	〒728-0014 三次市十日市南二丁目13番1-605号 花田 敏文 電話・FAX (0824)62-3644
発達障害を抱える子ども・若者の育ち・学びを支える会 「つどい・さんあい」	田端由佳	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害を抱える当事者や家族を中心としたおしゃべり会、学習会の開催 ・発達障害やその支援についての啓発活動 ・当事者、家族、支援者に対する相談活動 ・当事者に対する学習支援相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者 ・家族 ・支援者 ・活動に賛同してくださる方 	個人 2,000円/年 団体 5,000円/年	〒729-6702 三次市三和町敷名3232番地 田端 由佳 携帯電話 090-9866-6323

団体の名称	団体の代表者	活動内容	加入対象者	会費など	問い合わせ先
ままっ子クラブ	代表 新元史子	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との交流会 ・障害を理解するための学習会・研修会 ・他団体との交流 ・余暇活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的・身体・発達障害児(者) ・家族 ・ボランティア 	正会員 (家族会員) 500円/月 きらきら会員 (18歳以上の本人) 3,000円/年 ボランティア会員 3,000円/年 賛助会員 一口1,000円	新元 史子 電話 (0824)63-2876 携帯電話 090-2297-4546
みよし親の会「夢」		広島県手をつなぐ育成会所属団体 ままっ子クラブと一緒に活動しています。			
三次ろうあ協会	勝部善雄	<ul style="list-style-type: none"> ・総会 年1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・ろうあ者 ・手話を取得する難聴者 	500円/年 ※但し、 全日本・広島県 ろうあ連盟加入する場合 独身 8,500円/年 夫婦 15,500円/年	勝部 善雄 FAX 050-3131-9705へ送信してください
みよし人工内耳装用者の会	佐々木 真由美	<ul style="list-style-type: none"> ・会員同士の交流 ・他障がい者団体との交流 ・聴覚障がいに対する相談など 	<ul style="list-style-type: none"> ・人工内耳装用児・者とその家族 ・聴覚障がいに関わる方や関係者 	無料	〒729-6614 三次市三和町 羽出庭1795番地 佐々木真由美 電話・FAX (0824)52-2850

団体の名称	団体の代表者	活動内容	加入対象者	会費など	問い合わせ先
県北三次 難聴者・ 中途失聴 者協会	会長 伊達 元一郎	<ul style="list-style-type: none"> ・きこえの相談 ・ピアカウンセリ ング ・機関誌発行 (年6回) ・社会見学、親睦 旅行 ・耳マークの普及 活動 ・各種研修 <p>聴こえない、聴こえにくい誰もが暮らしやすい”三次のまち“をめざす社会活動を行っています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・きこえに不便を感じている方 ・難聴者、中途失聴者 ・高齢難聴者 ・そのご家族 ・協会の趣旨に賛同できる方や団体に賛同できる方 ・要約筆記に関わる方 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会員 5,000円/年 ・家族会員 (2人1組) 7,000円/年 ・高齢会員 (80歳以上) 2,000円/年 ・学生会員 (大学・専門学校など) 2,000円/年 ・高校生以下 無料 ・賛助会員 2,000円/年 ※会報代含む ・賛助団体会員 1口:5,000円/年 ※会報5部含む (年間30部) ・購読会員 1,200円/年 	<p>〒728-0016 三次市四拾貫町 111番地</p> <p>電話・FAX (0824)63- 1646 伊達元一郎</p> <p>メールアドレス hiro.nanren @gmail.com</p>
NPO 法人 スペシャル オリンピック 日本・ 広島三次 支部	事務局長 永井麻美	知的障害のある人々の自立と社会参加を目指し、日常的なスポーツプログラムとその成果の発表の場である競技会を提供するボランティア活動です。三次支部では、陸上・水泳・ボウリングのプログラムを行っています。	6歳以上の知的障害児・者	5,000円/年 別途 支部費・保険代	<p>携帯電話 080-5613- 5682</p> <p>メールアドレス son_hiroshima_ miyoshi @yahoo.co.jp</p>

※ 参加を希望される方や、詳しくお知りになりたい方は、それぞれの団体へお問い合わせください。

三次市内のオストメイト対応トイレ

2023年4月1日現在

施設名	設置数	所在地	主要設備						
			汚物流し台	温水シャワー水栓	パウチ・しびん洗浄水栓	装具装着用の鏡	着替え台又はベッド	車椅子対応	オストメイトマーク表示
美術館あーとあい・きさ	1	三次市吉舎町吉舎546番地1	○	○	○	○	○		
はらみちを美術館	1	三次市君田町泉吉田311番地3			○	○			
奥田元宋・小由女美術館	1	三次市東酒屋町10453番地6			○	○	○		
三良坂平和美術館・平和公園	1	三次市三良坂町三良坂2825番地		○					○
ジミー・カーターシビックセンター	1	三次市甲奴町本郷945番地	○	○	○	○	○		○
三良坂民俗資料館	1	三次市三良坂町灰塚8番地2			○				○
みわ文化センター	1	三次市三和町上板木504番地	○	○	○	○	○		○
三次市歴史民俗資料館	1	三次市三次町1236番地	○	○	○			○	
三次市防災センター	1	三次市十日市東五丁目19番1号	○		○	○	○		
三次コミュニティセンター	2	三次市三次町1838番地3	○	○	○	○	○		
県立みよし公園	1	三次市四拾貫町神田谷			○	○		○	○
みよしきんさいスタジアム	2	三次市東酒屋町10493番地	○		○	○			
三次町公衆便所	1	三次市三次町1280番地	○	○	○	○	○		○
酒屋保育所	2	三次市東酒屋町579番地	○	○					○
岡田ふれあいセンター	1	三次市三良坂町岡田72番	○		○		○		
三良坂コミュニティーセンター	1	三次市三良坂町三良坂2825番地	○	○	○	○			○
君田生涯学習センター	1	三次市君田町東入君644番地8	○	○	○	○	○		○
十日市コミュニティセンター	1	三次市十日市南一丁目2番18号	○	○	○	○			○
中四字コミュニティセンター	1	三次市吉舎町三玉626番地6	○	○	○	○			○
三良坂グループホーム	1	三次市三良坂町灰塚37番地12	○	○	○	○	○		○
かわち小規模多機能施設	1	三次市下川立町495番地1	○	○	○	○			○
広島県三次庁舎第3庁舎	1	三次市十日市東四丁目6番1号	○	○	○	○		○	○
三次市福祉保健センター	1	三次市十日市東三丁目14番1号	○	○	○	○			○
みよしまちづくりセンター	1	三次市十日市西六丁目10番45号	○	○	○	○	○		○
三次看護専門学校	1	三次市東酒屋町10518番地1	○	○	○	○			○
三良坂生産物直売所	1	三次市三良坂町三良坂2131番地2	○		○	○			○
道の駅ふおレスト君田	1	三次市君田町泉吉田311番地3	○	○	○	○		○	
道の駅ゆめランド布野	1	三次市布野町下布野661番地1	○	○	○			○	

三次市内のオストメイト対応トイレ

2023年4月1日現在

施設名	設置数	所在地	主要設備						
			汚物 流し台	温水 シャワー 水栓	パウチ・ しびん 洗浄水栓	装具 装着用 の鏡	着替え 台又は ベッド	車椅子 対応	オストメイト マーク表示
川の駅常清	1	三次市作木町下作木1537番地	○	○	○	○	○		○
かわにし小規模多機能施設	1	三次市三若町2654番地	○	○	○				○
三次町本通り小公園	1	三次市三次町1223番地1	○		○	○	○		○
新三次市斎場	1	三次市大田幸町10985番地	○	○	○	○			○
布野生涯学習センター	1	三次市布野町上布野1196番地1	○	○	○	○			○
中村憲吉記念文芸館	1	三次市布野町上布野4175番地3	○	○	○	○			○
広島三次ワイナリー	1	三次市東酒屋町10445番地3	○	○	○	○			○
甲奴体育館	1	三次市甲奴町梶田70番地1	○	○	○	○			
交通観光センター	1	三次市十日市南一丁目2番23号	○	○	○	○		○	○
物産館みわ375	1	三次市三和町上壱2098番地1	○	○	○	○		○	○
三次市役所本館	4	三次市十日市中二丁目8番1号	○	○	○	○		○	○
三次市民ホール(きりり)	1	三次市三次町111番地1	○	○	○	○		○	○
農業交流連携拠点施設 (トレッタみよし)	1	三次市東酒屋町10493番地	○	○	○	○		○	○
文化センターさくぎ	1	三次市作木町下作木905番地2	○	○	○	○		○	○
みよし運動公園公衆トイレ	2	三次市東酒屋町10493番地	○	○	○	○		○	○
川西郷の駅	1	三次市三若町2396番地	○	○	○	○		○	○
みわ総合福祉センター	1	三次市三和町敷名11460番地2	○	○	○	○		○	○
みよしもののけミュージアム	1	三次市三次町1691番地4	○	○	○	○		○	○
酒屋コミュニティセンター	1	三次市西酒屋町281番地3	○	○	○	○		○	○
みらさか商店街コミュニティ広場	1	三次市三良坂町三良坂796番9	○	○		○	○	○	○
田幸コミュニティセンター	1	三次市大田幸町342番地5	○	○	○	○		○	○
甲奴健康づくりセンター (ゆげんき)	1	三次市甲奴町西野592番地	○	○	○	○		○	○
八次コミュニティセンター	1	三次市畠敷町1860番地1	○	○	○	○	○	○	○
吉舎交流拠点施設(よっしゃ吉舎)	1	三次市吉舎町吉舎368番地	○	○	○	○	○	○	○
河内コミュニティセンター	1	三次市小文町182番地1	○	○	○	○		○	
三次市三良坂支所	1	三次市三良坂町三良坂5042番地1	○	○	○	○		○	

身体障害者相談員

名 前	住 所	電話・ファックス	担当地区
ムライ ケンジ 村井 憲治	三次市下川立町760番地	☎(0824)68-2370 ☎(0824)67-3144	旧三次
モリノブ シ ヅ オ 森信 志津夫	三次市十日市中四丁目 7 番37号	☎(0824)62-4689	旧三次
ササキ ムツコ 佐々木 睦子	三次市高杉町 3003 番地 4	☎(0824)66-3399 ☎(0824)66-3399	旧三次
ソエダ タツヒコ 添田 龍彦	三次市粟屋町2285番地	☎(0824)63-6861 ☎(0824)63-3862	旧三次
ダテ ゲンイチロウ 伊達 元一郎	三次市四拾貫町111番地	☎(0824)63-1646 ☎(0824)63-1646	旧三次
カナヤマ ヨウコ 金山 蓉子	三次市西酒屋町 10535 番地 15	☎(0824)63-3959	旧三次
ハナダ トシフミ 花田 敏文	三次市十日市南二丁目 13 番 1-605 号	☎(0824)62-3644	旧三次
ウタフサ テツヤ 歌房 哲也	三次市甲奴町小童 935 番地	☎080-8246-9207	甲奴
オオタニ カズヒロ 大谷 一弘	三次市布野町下布野 10333 番地3	☎(0824)54-2646	布野 君田
ナカムラ マサアキ 中村 正明	三次市作木町光守34番地	☎(0824)55-2152 ☎(0824)55-2152	作木
フジカワ シュウジ 藤川 修次	三次市三良坂町皆瀬380番地	☎(0824)44-2622 ☎(0824)44-2799	吉舎
フジカワ ヒサオ 藤川 壽雄	三次市三良坂町長田1348番地	☎(0824)44-3060 ☎(0824)44-3060	三良坂
ナガオカ ユウヤ 永岡 祐也	三次市三和町有原806番地	☎(0824)52-3669 ☎(0824)52-3669	三和

知的障害者相談員

名 前	電話番号	担当地区
シンモト フミコ 新元 史子	☎ 090-2297-4546	市内全域
タダ ユミコ 多田 由美子	☎ (0824)43-3684	市内全域

*相談員は、障害のある方の社会的自立を助け、必要な指導を行うとともに、福祉事務所と協力して、障害のある方に対する理解を深めるための活動を行っています。

*相談員は、自身の障害や経験を踏まえいろいろな相談に応じています。

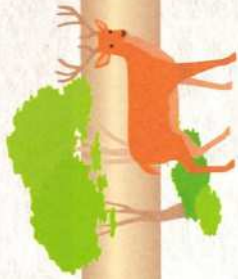
三次市内障害者(児)関係施設マップ



施設・機関名	地区
1 ケアハウス君田	君田
2 障がい者支援センター・ニューライフ短期福祉課新	君田
3 障がい者社会就労センター君田	君田
4 ともえ学園	三次
5 ビハラー花の里病院	三次
6 生活訓練事業所これから	三次
7 ホームヘルプセンターみよし	三次
8 こども発達支援センターすまいる	三次
9 三次病院	三次
10 精神科デイナイトケアあすなろ	三次
11 グループホームやまびこ	三次
12 相談支援事業所おおぞら	三次
13 就労支援事業所晴ればれ	三次
14 子鹿医療センター・三次アカデミー	三次
15 児童発達支援センターバンビ	三次

施設・機関名	地区
16 ジョイジョイワーク第3作業所	三次
17 サンキ・ウェルビー介護センター三次	三次
18 三次地区医療センター	三次
19 三次市障害者支援センター・三次市社会福祉協議会 福祉障害者就業・生活支援センター (三次市障害者支援センター内)	三次
20 障がい者社会就労センター三次	三次
21 ハローワーク三次	三次
22 かぜくさ	三次
23 ニチイケアセンター三次	三次
24 スマイルのお家 みよし	三次
25 ヘルパーステーション ルンビニ	三次
26 ゆうしやいん三次	三次
27 ゆうしやいん笑花	三次
28 三次共同作業所	三次
29 ともえ三次工房	三次

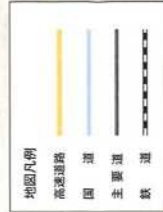
施設・機関名	地区
30 キッズサポーターyui	三次
31 結	三次
32 ココみよし	三次
33 ココネル	三次
34 市立三次中央病院	三次
35 コージーガーデン	三次
36 ゆうしやいんCCM	三次
37 放課後キッズ 楽喜 (ラッキー)	三次
38 未来アーム	三次
39 ヘルパーステーション ウィズ	三次
40 ホームヘルプセンターみよし南	三良坂
41 にじ色ホーム	吉舎
42 夢工房ねむの木	甲奴
43 地域活動支援センターふらっと	甲奴
44 ヘルパーステーションあらくさ	甲奴
45 あらくさ	甲奴
46 さくらホーム	甲奴



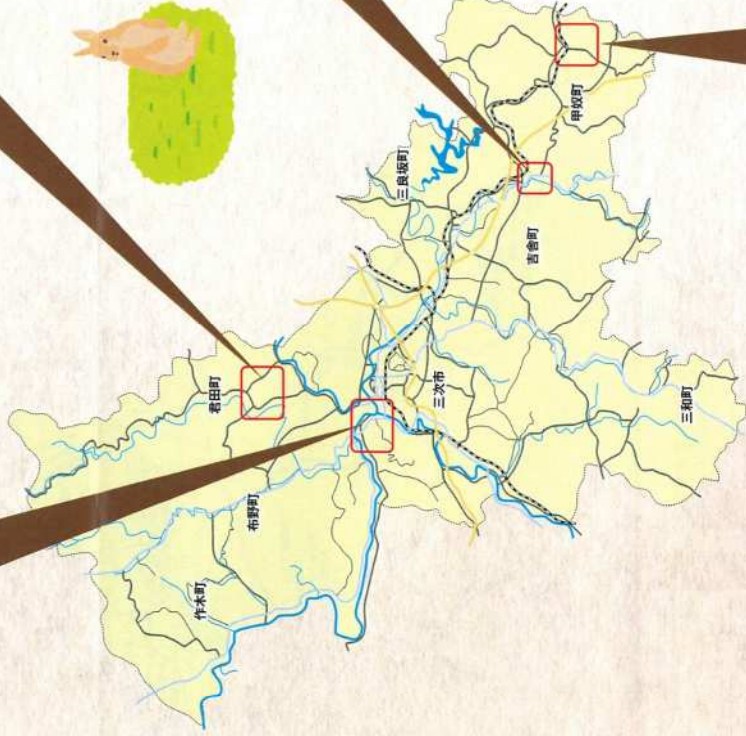
詳細図



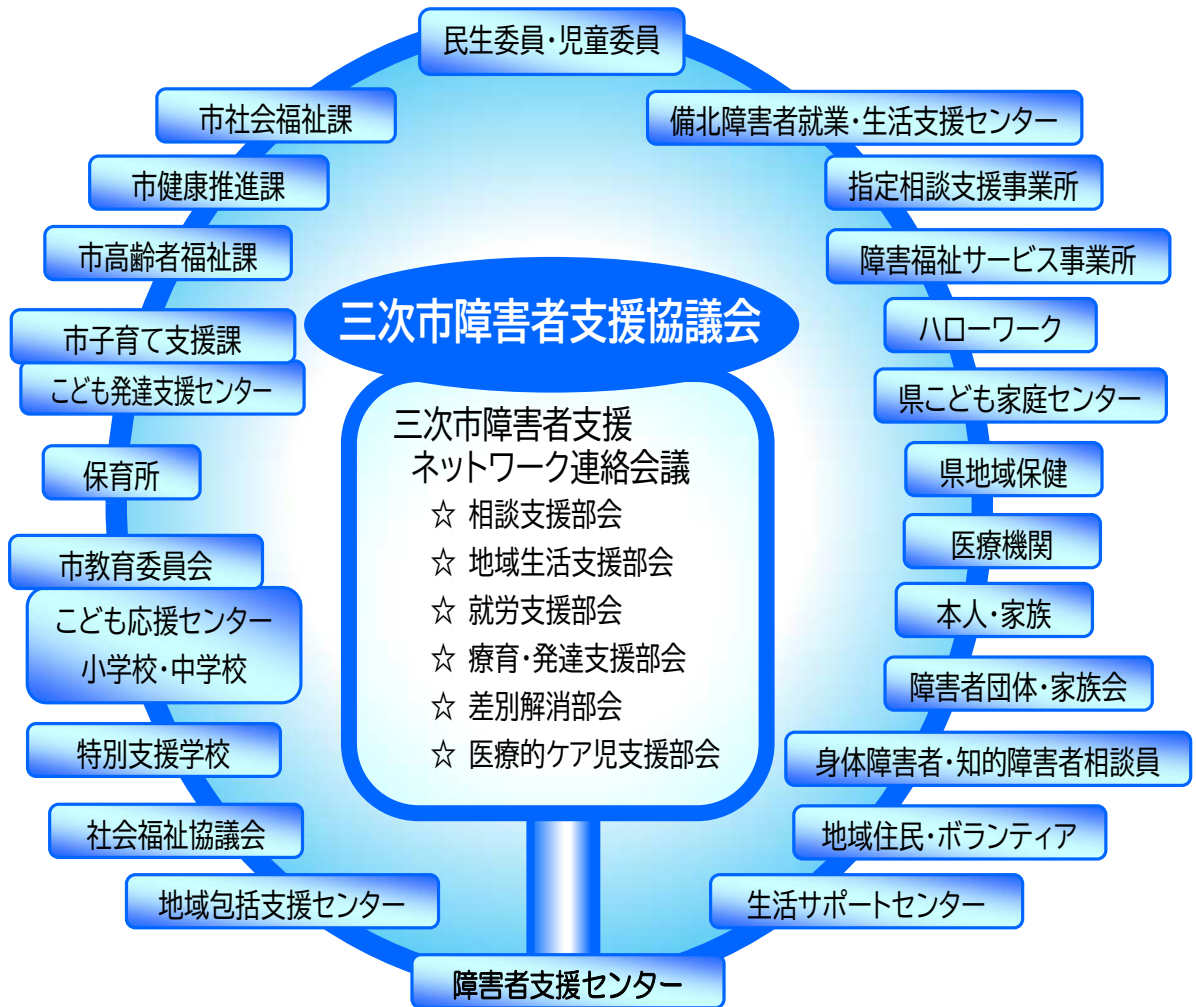
※ 布野町、作木町、三良坂町、三和町を除く。



- 1 ケアハウス君田
- 2 障がい者支援施設ニューライフ君田
- 3 ニューライフ君田相談支援事業所
- 4 障がい者社会就労センター君田
- 5 ともしき学園
- 6 ビハーク花の里病院
- 7 ホームヘルプセンターみよし
- 8 生活訓練事業所これから
- 9 こども発達支援センターすまいる
- 10 三次病院
- 11 精神科デイナイトケアあすなろ
- 12 グループホームやまびこ
- 13 相談支援事業所おぞら
- 14 就労支援事業所晴ればれ
- 15 児童発達支援センター三次アカデミー
- 16 児童発達支援センターパンピ
- 17 ショッピングイノベーション3作業所
- 18 サンキョウエルビイ介護センター三次
- 19 三次地区医療センター
- 20 三次市障害者支援センター
- 21 三次市社会福祉協議会
- 22 備北障害者就業・生活支援センター
- 23 三次市生活サポートセンター
- 24 障がい者社会就労センター三次(三次福祉保健センター内)
- 25 ハローワーク
- 26 かぜくさ
- 27 ニチイケアセンター三次
- 28 ヘルパーステーション ルンピニ
- 29 スマイルの店 家 みよし
- 30 ゆうしゅいん三次
- 31 ゆうしゅいん夜花
- 32 三次創作業所
- 33 ともしき工場
- 34 キッズサポートyui
- 35 絹
- 36 ココみよし
- 37 ココネル
- 38 市立三次中央病院
- 39 コーシーガーデン
- 40 ゆうしゅいんCCM
- 41 放課後キッズ 菜葉(ラッキョー)
- 42 未来ファーム
- 43 ヘルパーステーション ウイズ
- 44 ホームヘルプセンターみよし南
- 45 にじ色ホーム
- 46 夢工房むの木
- 47 地域活動支援センターふらっと
- 48 ヘルパーステーションあらくさ
- 49 あらくさ
- 50 さくらホーム



三次市障害者支援ネットワーク体制





「みよし障害者福祉サービスガイドブック」の2023年度版を作成しました。
三次市発行の冊子「高齢者と障害者のための福祉・保健サービス(令和5年度版)」と併せてご利用ください。

2023年11月

《三次市障害者支援ネットワーク連絡会議 事務局》

三次市障害者支援センター

〒728-0013 三次市十日市東3-14-1 三次市福祉保健センター1階

TEL 0824-65-1131 FAX 0824-65-1132

E-mail support@p1.pionet.ne.jp

三次市福祉保健部 社会福祉課 障害者福祉係

〒728-8501 三次市十日市中2-8-1 三次市役所本館2階

TEL 0824-65-2051 FAX 0824-62-6285

E-mail fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp